

出羽玉泉寺開山の了然法明について

——道元禪師に参じた高麗僧——

佐藤秀孝

はじめに

鎌倉初中期に朝鮮半島の高麗国の出身とされる一介の禪僧が日本の大地を踏んでいる。禪僧の名を了然法明（別号は弘章・弘性、？—一三〇八？）といい、母国高麗を出て南宋に渡って中国禪の研鑽に努め、長い遍参求道の末に辿り着いた安住の地こそ日本であった。

当時はようやく日宋間の商船の往来とともに日本僧とくに禪僧の入宋が頻繁となり、それに伴って臨済宗松源派の蘭溪道隆（大覚禪師、一二二三—一二七八）ら南宋の禪僧の来日もようやく始まる時期に相当している。そんな日宋両国間の禪宗交流の歴史の上にこの高麗僧法明もまた些々やかな足跡を記しているわけであり、この人は後に臨済宗破庵派の無準師範（仏鑑禪師、一一七七一—一二四九）の法嗣として扱われ、日本禅宗四十六伝の第八番目にその名が載せられるという榮譽を

得ている。

実にこの時代に高麗から南宋に渡り、さらに日本にまで至るといふ三国に股がって生きた禪僧も珍しいが、その反面、実際の法明はきわめて行実謎が多く、ほとんど日本禅宗史の表舞台に立つこともなく、地方に在って隠山閑居に徹したかのごとくその生涯を終えている。⁽¹⁾

ところで法明は来日してまもなく越前（福井県）志比荘の吉祥山永平禪寺の開山である道元禪師（一二〇〇—一二五三）に学んで印可を受けたともされ、後の曹洞宗では道元禪師の法嗣の一人として扱われているほどである。法明を無準師範の法嗣となすべきか、道元禪師の法嗣となすべきかについては判断に苦しむものの、その存在は初期曹洞教団の国際性を知る上でも興味深いものがある。

また来日して以降、法明がその活動の中心を出羽（山形県）の羽黒山の近隣に置いていた点、禅宗とくに曹洞宗が東北へ

伝わる端緒としても看過しがたいものを持っている。そして、法明は羽黒山信仰とも何らかの関わりが存したものでらしく、そのことは比較的初期の禅宗における神人化度の説話としても注目すべき内容を持つものといつてよい。

このように法明は当時としてはきわめて稀有な行動をなした禅僧であつて、その存在は多くの謎と問題に満ちている。以下、そんな歴史の彼方に埋没した感のある法明の消息をでき得るかぎり詳しく辿つてみることにしたい。

伝記史料について

はじめに法明の伝記に関する史料について大まかに触れておきたい。古く臨済宗聖一派の虎関師鍊（二二七八—二三四六）が撰した『元亨釈書』三〇巻には法明に関する記事は残念ながら見られない。⁽²⁾ 京都を中心に活動した師鍊としては、おそらく遙か遠隔出羽の地でなした法明の消息など知る由もなかったであろう。

しかるに室町時代に曹洞宗太源派の南英謙宗（三謙道人、一三八七—一四五九）が撰した『玉漱軒記』には、簡略な記載ではあるが、法明に関する貴重な消息が伝えられている。⁽³⁾ 謙宗は法明が開創した出羽の善見山玉泉寺を中興して国見山玉川寺と改めた禅僧であり、『玉漱軒記』の成立が康正元年（二四五五）であつて、法明の示寂した後、わずかに一世紀半

を隔てての記事であるだけに信憑性が高い。

その後、江戸中期に成立した『延宝伝燈録』や『本朝高僧伝』および『日域洞上諸祖伝』などには何故か直接に法明の章は存していない。燈史・僧伝としては、わずかに『日本洞上聯燈録』巻一に「永平道元禅師法嗣」として「羽州玉泉寺了然法明禅師」の章が収められているにすぎないのである。⁽⁴⁾ すなわち、『洞上聯燈録』に至つて、はじめて法明は「越前州永平孤雲懷奘禅師」「僧海禅師」「京兆永興寺詮慧禅師」とともに道元禅師の法嗣にその名が連ねられるわけである。

『洞上聯燈録』の成立は法明が示寂した後およそ四世紀以上を隔てた江戸中期であるだけに第一等の史料とはいえない面もある。しかしながら、編者の嶺南秀恕（一六七五—一七五二）が史料蒐集に寄せる姿勢からしても、法明の生涯全体を知る上では『洞上聯燈録』の記載は他の追隨を許さないものがある。とりわけ、秀恕は『洞上聯燈録』巻一の末尾に「考証」として「了然章」を設けており、法明に関する詳しい考証をも付している。その考証内容には多少の問題を合んでいるものの、当時としてはきわめて興味深い成果といつてよい。

一方、臨済宗側の史料としても法明のことに触れたものが若干ながら存している。すなわち、古く室町中期の古篆周印（別号は無礙）が編した『仏祖宗派図』には名のみながら「徑

山無準師範」の法嗣の一人として「日本玉泉了然法明」の名が存し、これを継承する江戸初期の桂芳全久が編した『正誤仏祖宗派図』四にも「径山無準師範（円照仏鑑）」の法嗣の一人として、やはり「日本玉泉了然法明」の名が載せられている。

また尾張（愛知県）葉栗村笹野（いま一宮市笹野）の万松山妙光寺の住持であった大冥恵団が編した『宗門畧列祖伝』巻四「日本」では、禅宗四十六流の第八番目に「径山無準師範之嗣」として「（臨十七世）越後玉泉了然法明禅師」の章を設けており、簡略な足跡を伝えている。⁽⁵⁾

さらに京都紫野の竜宝山大徳寺の第二七三世であった大心義統（一六五七—一七三〇）が編した『諸宗儀範』巻一「立宗伝来部」の「仏心宗祖」の項目にも「南詢伝法諸祖」として「了然法明」の章が存しており、やはり若干の伝記を載せている。⁽⁶⁾

『宗門畧列祖伝』と『諸宗儀範』はともに記述こそきわめて簡略ではあるが、その内容が少しく『洞上聯燈録』と相違している点で興味深いものがある。ただ、これら二史料はともに法明の活動した地を出羽ではなく、なぜか越後（新潟県）と記している。しかしながら、これは状況としては認め難く、編者の恵団や義統が単に法明の活動の地を見誤ったものすぎないであろう。古く出羽の地は越国の管轄下にあり、

越後の国の北部に位置していたことから、こうした誤りが起きたものであろうか。

一方、法明が開創した出羽の玉泉寺を継承する山形県田川郡羽黒町玉川の玉川寺には、江戸初期に羽黒山別当長吏宝前院法印の天宥（宥譽とも、？—一六七四）が撰した『玉泉寺縁起』一卷が所蔵されている。天宥は寛永七年（一六三〇）から寛文八年（一六六八）に至る三九年間、羽黒山の別当職に就いていた天台宗の学僧であり、羽黒山一山の発展に全力を傾けたとされる人物である。⁽⁷⁾『玉泉寺縁起』は絹地紺糸に金泥字で書かれた卷子一卷であって、正保二年（一六四五）閏五月一日に天宥が玉川寺第一八世の貫室茂道（？—一六四八）の依頼によって撰述したものである。⁽⁸⁾

『玉泉寺縁起』が撰述されたのが『洞上聯燈録』より一世紀近くも古い点で注目すべき史料ではあるが、記事内容には首肯し難い部分も多く存しており、扱う場合には十分な注意を要するであろう。便宜上、その全文は本論の末尾に「補註」として載せておきたい。

ちなみに『玉漱軒記』と『玉泉寺縁起』の二史料は秀恕も閲覧する機会に恵まれたものらしく、秀恕は『洞上聯燈録』巻一「考証」の「了然章」において、

頃得玉泉中興南英禅師玉漱軒記及羽黒山別当長吏宝前院法印天宥所撰玉泉記、而校之、皆与宗派図同。

と自ら記している。ここにいう『玉泉記』というのがまさに先の『玉泉寺縁起』にほかならず、これらを基にして秀恕は法明の足跡を整理検討しているわけである。ただ、具体的な道元禅師との問答などは『玉泉寺縁起』などには見られないことから、秀恕が如何なる経緯で『洞上聯燈録』に法明の縁の語句を記すことができたのか、その詳細は定かでない。あるいは今日に伝えられない何らかの史料が存し、秀恕はそれに基づいて法明の章をかなり詳細に記すことができたのかも知れない。

実際のところ法明に関しては、その在世当時に自ら記した古文書のごときものが玉川寺などにも一切伝えられず、また示寂して間もない頃のもっとも基本となるべき史料もきわめて限られていることから、勢い後世の史料に基づく推測をなさねばならない。

高麗国での消息

この人は法諱を法明といい、道号または字を了然と称している。すなわち、『洞上聯燈録』の法明の章によれば、

羽州玉泉寺了然法明禅師、一号弘章。高麗国人。

と記されている。道号の「了然」は法諱の下字である「明」と関連しており、南宋禅林における道号の流行をそのままに取り入れたものとい⁹⁾ってよい。

また法明は別に弘章とも号したとされており、南英謙宗も『玉漱軒記』の中で「法明弘章禅師」と伝えている。謙宗の表記では、法明が道号で弘章が法諱であったかのごとくにも受け取られるが、おそらく『洞上聯燈録』がいうごとく弘章は別号であって、あくまで法明をもって法諱とすべきであろう。あるいは弘章禅師と称せられた法明という意から、弘章禅師とは諡号のごときものであったのかも知れないが、「弘章」というのも広く明らかにする意であるから、やはり法諱の法明に因む命名であったことになろう。

ちなみに玉川寺蔵の『過去帳』によれば、法明のことを「当寺開山法明弘性大和尚」と記しているが、この弘性というのも弘章の転化と見られよう¹⁰⁾。ただ、玉川寺でも法明弘性として法明を道号のごとく扱い、弘性を法諱のごとく伝承していたことになろう。いまは弘章または弘性を法明の別号であったものと解釈し、以下、了然法明ということで統一表記していくことにしたい。

ところでこの法明の出身に関して、『洞上聯燈録』は高麗国出身の人であったと伝えている。高麗国は後梁の貞明四年（九一八）に建国され、後唐の清泰二年（九三五）に新羅を併合して朝鮮半島を統一した王朝であり、明の洪武二五年（二三九二）に李氏朝鮮に代るまで実に五世紀近く三四代つづいた政権にほかならない¹¹⁾。

しかるにこの『洞上聯燈録』の記載に対して、『玉泉寺縁起』においてはまったく別の説を伝えている。すなわち、『玉泉寺縁起』には、

出羽国櫛引郡大泉莊国見玉川寺開基法明和尚者、百済国僧也。

と記されており、法明は百済国の僧とされている。百済といえは唐の竜朔三年(六六三)に滅亡した朝鮮半島の王朝である⁽¹²⁾から、到底、ここにいう法明が百済の出身であることは史実とは認めがたい。これは『玉泉寺縁起』の撰者である天宥が、鎌倉時代の高麗僧法明と上古(飛鳥時代)の百済僧法明尼とを混同するという、きわめて初歩的な誤りを犯したことに因むものであるが、その点については後述したい。

ところで、これらとはまったく別に、さらに『宗門畧列祖伝』においては、法明の出自について、

越後玉泉了然法明禪師、師ハ本土ノ人ナリ。

と伝えている。本土とは日本のことであり、⁽¹³⁾これによるならば法明は日本人であったことになろう。さらに『諸宗儀範』の「了然法明」の項目も「南詢伝法諸祖」の部に収められているから、やはり法明を日本人として扱っていることになる。しかしながら、『宗門畧列祖伝』が「本土の人なり」と日本人であることをことさらに断わる記述も不自然であり、ここでは一応、『洞上聯燈録』に「高麗国の人」と記されることと、当時としては珍しくも法明が高麗国出身の来日僧であったと

見ておきたい。

ところで、法明は高麗国の人と伝えられてはいるものの、その前半生の朝鮮半島における消息となるとほとんど不明と行ってよい。法明が高麗国内の何れの地の出身であったのか、また俗姓は何であったのか、さらにその出生年時も何時であったのか、そうした詳細はいずれも定かでないのが実情である。

『洞上聯燈録』の法明の章によれば、わずかに「幼歳出俗」と記されており、幼くして俗を捨てて出家したことが知られるのみにすぎない。その後の動静もまったく不明なのであって、故国高麗でなした行実のすべてが謎に包まれているわけである。ただ、諸般の状況からして、その出生はおよそ南宋の嘉定年間(一一〇八—一一三四)頃に相当するものと推測され、おそらく法明という法諱も高麗国内の寺院で得度した際の命名であったものと見られる。

朝鮮半島における禅宗への関心は日本よりはるかに古く、すでに隋・唐の頃より始まっており、多くの入唐僧らによって初期禅宗から北宗さらに南宗諸派が相継いで齎されて朝鮮九山法門が形成されている。しかも高麗の治下においては仏教をもって鎮護国家の法となしたため、⁽¹⁴⁾仏教各派が国教的な地位を得て隆盛していたとされる。

そして、さらに入宋して雲門宗の禅風を学んで帰国した大

覚国師義天（一〇五五—一一〇二）や、朝鮮禪宗の中興の祖師と仰がれて曹溪山修禪社を創始した普照国師知訥（一一五七—一二二〇）などの活動もあって、中国禪宗への関心はその深まりを見せている。おそらく高麗国内の僧侶においても南宋禅林に対する関心を高めて入宋を図る人も多かつたはずであらう。

たとえば法明より一世紀ほど早く晋州（慶尚北道）の智異山断俗寺などで活動した大鑑国師坦然（？—一一五八）は明州（浙江省）鄞県の阿育王山広利禪寺の住持であった臨済宗黄竜派の無示介諶（一〇八〇—一一四八）に書簡を送って、印可証明の返書を受けており、その消息は『嘉泰普燈録』卷一七「高麗国坦然国師」の章などにも載せられている。また法明より少し後のことではあるが、太古普愚（円証国師、一一三〇—一一三八）も入元して湖州（浙江省）霞霧山に卓庵していた臨済宗破庵派の石屋清洪（一二七—一三五二）に参学して印可を受けており、高麗に帰国して後は武州（全羅南道）の迦智山宝林寺などに住持し、その門流は大きく隆盛して今日に及んでいる。

さらに陝州（慶尚南道）の迦耶山海印寺では『祖堂集』の版木でも名高い高麗版『大藏経』の印板を収めているが、この大事業は蒙古（元）の侵略下¹⁵にあつて外敵の退散を祈願して雕造されたものであり、当時の仏教に寄せる高麗国内の人々

の信仰の高まりを感じさせよう。その梓刻は南宋の端平三年（一二三六）すなわち高麗の高宗二三年に始まっているから、まさに法明が南宋に赴いた頃に相当していることになる。このほか知訥の法嗣である永乙慧諶らが南宋の宝慶二年（一二二六）に『禅門拈頌集』三〇巻を編しており、南宋の景定元年（一二六〇）には晦然見明（一二〇六—一二八九）が『重編曹洞五位』すなわち『曹洞五位頌訣』を増補改訂している。¹⁶ そうした中国禅宗に対する関心が高まっていた土壤の中で、法明自身もまた出家の道を歩み、参禅修道に邁進していたものと思われる。そして、それがやがて入宋求法へとこの人を駆り立てることとなったわけである。¹⁷

入宋と無準師範への参学

その後、法明は南宋に渡航したとされるが、その年時はおそらくのこと、遍参歴遊の過程なども詳細には伝えられていない。ただ、わずかに杭州（浙江省）余杭県西北五〇里の径山興聖万寿禪寺に到り、臨済宗破庵派の無準師範に参侍した事実が知られているにすぎない。そこで諸史料の記事を比較検討する前に、径山と無準師範について簡略に触れておくことにしたい。

法明が到ったとされる径山とは、いうまでもなく当時、禅宗五山の第一位に列していた大刹であり、古く唐代に牛頭宗

の国一大師法欽（道欽とも、大覚禪師、七二四―七九二）によつて開創されている。その後、南宋初期に臨済宗楊岐派の重鎮であった大慧宗杲（号は妙喜、大慧普覚禪師、一〇八九―一一六三）が住して以来、江南禅林の一大中心寺院への道（¹⁸）を歩んでおり、南宋屈指の名刹として名を駆せることになる。とりわけ、南宋の嘉定年間に制定された五山十刹制度においては、径山は江南における禅宗五山の第一位に列している。¹⁹当然、入宋した法明にとつても、径山ははじめから憧れの禅寺であったはずであろう。

また法明が参学した無準師範については、語録として『仏鑑禅師語録』五巻と『径山無準和尚入内引対陞座語録』一巻が伝えられている。伝記史料としても、嘉熙三年（一二三九）八月に侍者徳如が撰した「大宋国臨安府径山興聖万寿禅寺住持特賜仏鑑禅師行状」が京都の慧日山東福寺に所蔵され、また『無文印』巻四「行状」には大慧派の無文道璨（？―一二七二）が撰した「径山無準禅師行状」があり、さらに『後村先生大全集』巻一六二「墓誌銘」にも劉克莊（字は潜夫、号は後村先生、一一八七―一二六九）が撰した「径山仏鑑禅師」の墓誌銘が存していることから、比較的詳しい行実が知られている。²⁰

師範は虎丘派（破庵派祖）の破庵祖先（一一三六―一二二二）の高弟として臨済の禅風を挙揚し、まさに南宋末期の江南禅

林を代表した第一等の禅匠であつて、日本などからも多くの禅僧が入宋してその会下に連なつて²¹いる。そんな師範と日本禅僧との関わりについては後で触れることにしたい。ともあれ、師範が径山に住するのは紹定五年（一二三三）のことであるから、法明が師範に学んだのも必然的にそれ以降のこととならう。師範の華々しい活躍によつて、まさに当時は破庵派が隆盛期を迎えていたことから、江南禅林の重鎮たる師範の席下で参禅学道する榮譽を得ることは、外国僧にとつてもきわめて意義深いものであつたと見られる。

では、いったい、諸史料は法明が径山の師範に参随した消息を如何に伝えているであろうか。この点について、はじめにもつとも基本となる『洞上聯燈録』の記事に注目して見ることにしたい。『洞上聯燈録』の法明の章ではわずかにその在宋中の動静について、

長遊宋地、参侍径山無準。

と簡略に記しているにすぎない。この記述によれば、法明は長じて宋国に遊んだとされるから、おそらく二〇歳前後までは高麗国に留まり、その後南宋の地へと旅立ったものと解していることになる。そして、さらに「径山の無準に参侍す」と記されているから、杭州の径山に到つて師範に参侍した事実が知られる。ただし、そのほかの法明の消息については、『洞上聯燈録』においても何ら伝えられていない。

わずかに『洞上聯燈録』では後に法明が日本にて道元禪師に参じた際の記事の中に、若干ながらその消息の一端を伝える箇所が存している。すなわち、道元禪師は会下に至った法明に対して、

子早入_二支那叢林_一、徧訪_二名師_一、参学積_二年_一、見聞_二饑饉_一。而因縁不_レ契、万里航_レ海、来投_レ吾求_レ道、寔是針芥之契合也。

と語ったことになっている。このことばに従うならば、法明は早くに入宋して江南叢林に投じ、諸山の名師を歴訪して参学すること積年に及び、その見聞をかなり深めたことが知られる。飢饉とは腹一杯に食べて食に飽きることであり、ここでは飽き足るほど参禅辨道に努めたことを表現している。おそらくは師範ひとりのみに参学していたわけではなく、その他の著名な禅僧の席下にも連なることが存したはずである。しかしながら、『洞上聯燈録』によれば、結局のところ法明は南宋の禅僧とは因縁が契わず、万里を航海して来日したというのである。もちろん、『洞上聯燈録』の記事は曹洞宗側の史料であつて道元禪師との関わりを強調するためにまとめられた感があるから、すべてを信用できるか否かは問題にして、少なくとも法明が南宋にて師範をはじめとして多くの禅僧に学び、多年にわたり参学したことは事実であつたものと思われる。

また同じく『洞上聯燈録』によれば、法明は道元禪師との

間でつぎのような問答を交わしたとされている。

元曰、曾見_二何人_一来。師曰、久侍_二徑山無準_一。元曰、在_レ彼有_二甚所得_一。師曰、知_二飯是米做_一。

これによれば、法明はかなり久しく徑山の師範に随侍したもののらしく、その席下で飯は是れ米の做なる道理を諦めたとされる。師範の席下における法明の所得はかなり深まっていたものと見られ、一種の啓発省悟といつてよいものであったらしいが、先に示した道元禪師のことばからすれば、法明としてはいまだ自ら十分に納得し得る得処ではなかつたことにならう。

このように『洞上聯燈録』では法明が師範に参学した事實は伝えているものの、あくまで道元禪師の法嗣として章を立てているのであるから、編者の嶺南秀恕としては法明が師範の法を嗣いだとは見ていなかったわけである。この点はすでに室町中期の南英謙宗も、後に述べるごとく『玉漱軒記』において法明が道元禪師から嗣法した事実を伝えているのであつて、曹洞宗側の理解としては師範への参学は認めても、その嗣法については否定していることになる。

一方、これに対して臨濟宗側の史料では、一応に師範からの嗣法を史実として認めているようである。古く夢窓派の古篆周印が応永二五年（一四一八）に刊行した『仏祖宗派図』には「徑山無準師範」の下に「日本玉泉了然法明」の名が存

しているから、法明は早くから師範に法を嗣いだ門人とされ
ていたことが知られる。この点は寛文八年（一六六八）に桂
芳全久が刊行した『正誤仏祖正伝宗派図』三にも「径山無準
師範へ円照仏鑑」の法嗣として「日本玉泉了然法明」の名
が存している。

さらに江戸初期の積半人子（具名は不詳）が編した『二十
四流宗源図記』には載せられていなかったとされるが、大冥
恵団が編した『宗門畧列祖伝』一「畧列祖伝目錄へ卷之四日
本」においては、禅宗四十六流の第八番目に「無準師範ノ
嗣、臨十七世」越後玉泉了然法明」の名が存し、やはり法明
は無準師範の法嗣として扱われている。ただ、具体的な記事
としては簡略ながら、

宋ニ入り、無準ニ嗣玉フト云ヒ。

と記されているにすぎない。もっとも、同じ『宗門畧列祖
伝』一「永平道元禅師之嗣」の項では「洞上聯燈ニ拠ル、延
宝伝燈ト異ナリ」と注記した上で、「玉泉了然禅師」を道元
禅師の法嗣として重複して挙げているから、恵団は両説を存
知していたことになる。

また『諸宗儀範』巻一「立宗伝来部」の「仏心宗祖へ南詢
伝法諸祖」の「了然法明」の項も同様に師範の法嗣として
扱っているものの、やはり具体的には、

某年入宋、嗣法無準師。

出羽玉泉寺開山の了然法明について（佐藤）

と伝えられているにすぎない。これら二史料はすでに述べた
ごとく法明を日本人とする立場に立っているわけであるが、
法明が日本から入宋して無準師範に学んだのみでなく、嗣法
にまで及んだとされているわけである。ただし、その参学地
についてはいずれも径山とは明記されていない。およそ臨濟
宗側の史料は一応に法明を師範の法嗣として扱っていること
になる。

いずれにせよ、法明が師範に参学した事実はずべての史料
が一応に伝えていることから疑いないものの、臨濟宗側
の史料が師範への嗣法を認めるのに対して、曹洞宗側の史料
は単なる参学にすぎなかったと見ており、それぞれに相違が
存しているわけである。そのいずれを是とするかは意見の別
れるところであり、ここでは両説が併存していることを併記
するのみに留めたい。もっとも妥当な説としては、法明がも
ともと師範より印可を受けてはいたものの、後になお境界の
徹底を目指して道元禅師に相見することになったと解するほ
かはなからう。

おそらく状況からして法明は高麗の地より商船にて明州
（浙江省）慶元府港に渡り、ついで杭州へと赴いているものと
推測されるが、具体的に如何なる遍参歴遊をなしたのかは定
かでない。ただ、何れの史料もわずかに径山の師範に参学あ
るいは嗣法した事実を伝えるのみであって、師範との間で交

わされた具体的な機縁の問答商量などは伝えていない。

南宋末期における高麗出身の禅僧の入宋については、いまだその詳細は定かでないものの、おそらく日本の禅僧と同じように多くの入宋高麗僧が各地の江南禅林に滞在・活動していたものと見られる。とりわけ師範の名声は海東高麗の地にも知れわたっていたはずであろうから、法明ははじめから径山の師範に学ぶために入宋したとも考えられよう。法明が南宋第一の径山に上山し、当代随一の師範に参学するのは、当然の成り行きであったとも解され、また当時の江南禅林の風潮からすれば、了然という道号も師範より授与されたものであった可能性が強い。

もちろん、諸般の状況を考慮すれば、法明は径山にて晩年の師範に学ぶのみならず、さらに他の五山十刹など江浙の著名な禅院をも歴遊している可能性も大きいであろう。後の日本での消息と同じように、おそらく法明は参禅学道に努められたら、多くの江南禅林の史蹟をも観光遊歴していたと推測されるからである。

では、この法明が中国でなした消息について、『玉泉寺縁起』は如何に伝えているであろうか。『玉泉寺縁起』ではわずかに、

為入唐、於径山寺明曹洞。

と記されているにすぎない。これによれば、法明は入唐して

径山寺において曹洞の宗旨を明らめたことになる。この記述も問題であって、「入唐」は「入宋」の意に解さなければならず、「径山寺」は「径山」のことを指しており、「曹洞」は明らかに「臨濟」の誤りとすべきである。これらの記述はまさに時代背景を誤り、中国禅宗の実情にも精通していなかった撰者天宥の勘違いによるものと理解せざるを得ない。ただ、法明が中国に渡った事実と径山に掛搭参学した消息、および後の曹洞宗との関わりなどが、『玉泉寺縁起』においても明確に継承されている点は注目してよいであろう。

来日をめぐるとの問題

その後、法明は日本へと赴くことになるのであるが、その間の状況について、『洞上聯燈録』の法明の章はつぎのごとく記している。

嘗聞人稱此方為仏地、有觀光之志。遂于淳祐七年、附商船而至。

これによれば、法明はかつて人から日本が仏地であると聞いて観光の志やみがたく、淳祐七年（一二四七）すなわち日本の宝治元年に商船にて日本に來航していることが知られる。仏地とはここでは仏教の盛んな地または仏教国といった意味であり、観光の志とは他国の光華をよく見ること、他国の山水・風俗などを遊覧する意にほかならない。

おそらく法明は当時入宋して径山の師範の席下に在った日本禅僧などと直接に道交を結んで日本に対する理解を深めていったものと思われ、実地に日本という国を観てみたい衝動に駆られたのではなからうか。そして、予め日本の情勢に精通していた法明は、ついに憧れの地であった日本への渡航に踏み切ったのであろう。

まさに寛元四年（一二四六）に日本の地を踏んだ松源派の蘭溪道隆に遅れることわずかに一年後に当たっており、²³いまだ来日僧がきわめて少なかった中で法明が日本に赴いている事実は特筆に値するものといつてよい。ときに参学の師であった無準師範はなお健在であり、法明はその席下を辞してあえて来日の途に就いていることにならう。

もっとも、『宗門畧列祖伝』や『諸宗儀範』の「了然法明」の項目では、法明を日本人とする立場から、日本への東渡ではなく、あくまでも帰朝・帰国として扱っている。ただし、この二史料では帰国したとされる年時については一切、触れていない。

これに対して、『玉泉寺縁起』においてはまったく別の記述をなしている。すなわち、法明の来日に関して、

日域為来朝、仁王三十八代齐明天皇御宇也。

と伝えており、時代背景を遙か以前に設定して、法明が日本に来朝したのを仁王三十八代齐明天皇（五九四？―六六一）の治

世のこととして²⁴いるのである。齐明天皇といえは大化の改新の前後に活躍した女帝であり、はじめ皇極天皇（在位は六四二―六四五）として皇位にあり、ついで齐明天皇（在位は六五五―六六一）として重祚している。

この記述が歴史的に成り立たないことは自明であるものの、いったい何故これほどまでの隔たりが起こってしまったのであろうか。秀恕は『洞上聯燈録』巻一「考証」の「了然章」において、

或記曰、法明来日域者、人皇三十八代齐明帝時也、創玉泉者、天智二癸亥三月也。按齐明・天智朝太悠遠也。師者八十八代後深草宝治元年来朝、建長二年赴東羽、三年辛亥三月創玉泉焉。

と記してその誤りを指摘している。『玉泉寺縁起』においては法明が来日したのを仁皇第三十八代齐明天皇の治世とし、玉泉寺が創建されたのを天智二年（六六三）癸亥の三月とするわけであるが、あまりに隔たった昔のことであるから、秀恕は当然のことながらこれを非として退けている。そして、実際に法明が来日したのを仁皇第八八代の後深草天皇（一二四三―一二三〇）四、在位は一二四六―一二五九）の宝治元年であったとし、さらに建長二年（一二五〇）に東羽に赴き、建長三年（一二五二）辛亥の三月に玉泉寺を創建したとするわけである。そして、これほどまで年代の開きが生じてしまった原因

は、どうやら『玉泉寺縁起』の撰者である天宥が、鎌倉時代に来日した高麗僧の了然法明と、齊明天皇の治世に来日した百濟僧の法明尼とを混同したことに因むものらしい。この点についてもやはり秀恕が『洞上聯燈録』巻一「考証」の「了然章」において、つぎのごとく考察を加えている。

予意者、齊明朝有百濟尼法明者、以其郷近師其名同師、而不檢三年曆、卒爾記以為師事者乎。元亨釈書〈三十一卷〉、内臣鎌子連疾、百濟尼法明誦維摩經、疾愈。是則不詳永平下有二人了然、漫以了然法明謂尼、而混為百濟尼法明也耳。

これによれば、齊明朝に百濟から至った法明尼が、ここにいう法明とその郷里が近く、また僧名も同じであったことから、年代考証もせずに安易に混同したものと解しているわけである。実際に『元亨釈書』巻一八「願雜へ尼」の「法明尼」の章によれば、

百濟人。齊明二年、内臣鎌子連寢病、百方不瘥。明奏曰、維摩詰經因問疾說大法、試為鎌子連誦之。帝詔誦之、未終卷病即愈。王臣大悦。

贊曰、東晋有尼道馨、說維摩經、聽者如市。然者尼之有講者尚矣。而明一読未畢、沈痾早差。其為効豈不愈哉。爾後、淡海公於植槻場、創維摩會、移興福寺、于今轉盛。豈明之余烈乎。

という記事が載せられている。すなわち、法明尼は百濟よりの帰化僧であって、齊明二年（六五六）に内臣鎌子すなわち藤原鎌足（六一四―六六九）がしきりに疾んだ際、法明尼が『維摩經』「問疾品」を誦經すると、鎌足の疾いは立ち所に治癒したという記述が存している⁽²⁵⁾。そして、これより南都陶原の興福寺（山階寺）などで盛んに維摩會が行なわれるようになったと伝えられる⁽²⁶⁾。

そして、天宥は何故かこの百濟僧の法明尼を時代もまったく違う高麗僧の了然法明と混同してしまったわけであり、この点を『洞上聯燈録』の編者秀恕は「漫りに了然法明を以て尼と謂うは、混じて百濟尼法明と為すのみなり」と指摘している。したがって、『玉泉寺縁起』は年代的なものと人名の混同はすべて考慮して解釈しなければならぬ。

ところで南宋での研鑽を終えた法明はなぜ母国高麗に帰ることもせず、はるか東方の日本に赴いたのであろうか、その真の理由は定かでない。強いていえば、無準下に多くの日本禅僧が来参していたことから、海の彼方の日本という国に一種の憧れのようなものが自然と培われたためではなからうか。

無準下の一介の高麗僧にすぎなかった法明を日本に招聘するほどの動きが存したとは思われないから、おそらく法明自身のまったくの自発的な意志による来日であったはずであ

り、観光の志とはそんな日本の仏教のありさまや風俗・文物などを遊覧・観察せんとする法明の関心の高さを意味するものであろう。あるいはすでに北方の蒙古民族の興起に逸早く脅威を感じ、これを避けるべく安住の地を日本の地に求めたためでもあろうか。

そもそも無準師範に参学した日本禅僧としては、神子栄尊（口光とも、一一九五―一二七二）・東福円爾（弁円とも、聖一国師、一二〇二―一二八〇）・妙見堂道祐（一二〇一―一二五六）・性才法心（性西・法身とも、？―一二七三）などの名が知られており、日本の初期禅宗の発展に果たした師範の貢献には計り知れないものが存している。

栄尊は円爾とともに径山の師範に学んだ後、円爾に先んじて帰国しており、肥前（福岡県）の水上山万寿寺を中心に活躍している。また円爾も師範の法を嗣いで仁治二年（一二四二）に帰国しており、当時すでに九条道家（一一九三―一二五二）に招かれて京都東福寺を中心に活動を開始している時期に相当し、その流れは聖一派として門派を形成することになる。さらに道祐も師範の法を嗣いで寛元三年（一二四五）に帰国し、京都北山の妙見堂に止住している。一方、法心（俗名は真壁平四郎）も師範の法を嗣いで帰国しており、奥州（宮城県）松島に青竜山円福寺（後の瑞巖寺）を開創している。

このほかに、仏光派の一翁院豪（一二二〇―一二八一）は

出羽玉泉寺開山の了然法明について（佐藤）

師範に参学して帰国しているが、後に無学祖元（仏光国師、一二二一―一二八六）の法を嗣いでいる。聖一派の随乗房湛慧は師範の席下で円爾と知り合い、帰国した後、円爾が東福寺開山となる仲介をなしている。また聖一派の無外爾然も晩年の師範に学んでいるが、帰国した後、円爾の法を嗣いでいる。後に道祐の法嗣となった悟空敬念（一二一七―一二七二）も太宰府の承天寺の円爾に受業した後、入宋して径山の師範に参じて印可を受け、帰国して京都の福田庵に化導を敷いている。

このように師範に学んだ日本禅僧たちは、それぞれ帰国した後、日本各地に在って独自の接化をなしつつあったわけである。²⁷とりわけ、円爾などは帰国後も径山の師範の席下に伽藍再建の資材を贈るなど多くの援助をなしており、江南禅林においても日本の禅宗界への関心がしだいに高まって来た時期といつてよい。そんな日宋間の新たな動きの中に法明の来日も考慮されてよいのではなからうか。

出羽への定着

さらに不思議なのは、来日した法明が京都から関東へと周遊した後、東北の地へと赴いている事実であろう。この点も『洞上聯燈録』の法明の章ではわずかに、

周旋京師・東関、迤邐造東羽。

と記されるのみであって、この人がなぜ当時の禅宗の中心地であった京都（京師）や関東（東関）の鎌倉さらに北九州などの地に留まることなく、いまだほとんど禅宗が流伝していなかった東羽すなわち出羽（山形県・秋田県）の東部にまで到ったのか、その理由もまた定かでない。

日本僧であれば縁故の地に法幢を建てることは不自然ではないが、何らの地縁を持たない外国僧であった法明が、遙か東北の日本海側にまで赴いた真意は何であったのか。おそらく法明として京都などに留まれば、同門の縁故で東福寺の円爾らの支援を得ることも可能であったにもかかわらず、この地を素通りしている。⁽²⁸⁾ また鎌倉においては同じ来日僧の蘭溪道隆が大船の粟船山常楽禅寺さらに山之内の巨福山建長禅寺と化導を敷いていくわけであるが、法明はこの地にも留まるとなく素通りしている。⁽²⁹⁾

もちろん、京師・東関の地名があえて付されているのであるから、京都では東福寺の円爾の下を訪ねているはずであり、また鎌倉では常楽寺に住していた蘭溪道隆とも関わりを持つことも存したかも知れない。しかも、法明が来日した年から翌年にかけては道元禅師が鎌倉行化をなしており、その直後に法明が鎌倉に立ち寄ったのであれば、このときすでに道元禅師の道風について聞き知ることでもできたはずである。

ただ、法明が京都・鎌倉という中心地に長く滞在すること

なく、これらを素通りしている点を考慮するならば、この人はことさら世に出ることを好まない韜晦隱棲の気風を有していたのかも知れず、禅者としては古風な性格の持ち主であったとも推測される。

法明は観光の志をもって来日したとされるから、九州から東漸北上するかたちで日本の各地を縦断し、諸地の名山や景勝の地を巡り歩いたのではなからうか。しかもその参詣は仏教諸宗の名刹のみでなく、その他の山岳信仰の地などかなり広範なものであったと推測される。そして、京都・鎌倉などの諸地を普く踏んだ後、北上して辿り着いた先が出羽の国であったと見られ、おそらく初めから法明が出羽の地を目指したのではなかったはずである。

ところで、『洞上聯燈録』の法明の章では、法明が出羽に定住するに至る過程を、

将_レ詣_二羽黒神社_一、至_二若王坂_一、有_二一村翁_一出迎曰、积子名何。

師曰、法明。曰、既是法明、今詣_二山神_一何所_レ求。師曰、唯遊

山_レ甌水耳。翁引_レ師抵_二殿前_一失_二所在_一。師愕然登_レ殿、忽見_二翁自

携_レ帳現_二神光_一、異香芬馥。師深_レ祈_二冥助_一。

と伝えている。これによれば、出羽に至った法明は羽黒神社に参詣したとされ、寺院のみでなく日本各地の神社・霊場にも深い関心を寄せるこの人のすがたが偲ばれる。羽黒山は朝日山地の北端に位置しており、平安中期以降に発展しはじ

め、鎌倉時代にはすでに多くの衆徒を擁して修験の一大勢力が形成されていたといわれる⁽³⁰⁾。また羽黒神社とは羽黒山上に鎮座する出羽神社のことであつて、伊氏波神または出羽の国の国魂神を祀る社にほかならず、その本地は観世音菩薩とさされている。

おそらく法明は湯殿山や月山なども含めて出羽三山を巡礼して歩いたものと見られ、羽黒神社に参詣するために若王坂に至った際、一人の村翁が出迎えて名を尋ねたとされる。法明が名乗ると、老人は「すでに法が明らかであるならば、いまさら山神に詣でて何を求めるのか」と迫っている。法明は「ただ遊山翫水するのみ」と答えているが、日本各地を歴遊して山水の勝景を愛賞し、悠々自適せんとしていた意図を伝えるものであろう。老人は法明を羽黒神社の殿前まで案内すると、たちまちに消え失せる。愕然として登殿する法明の前に、老人が再び神前のとばりを払って神光を現すると、辺りに馨しい香りが満ち溢れたという。そして、老人が羽黒山の神人であることを察した法明は深く神仏の加護を祈ったと伝えられる。

これに対して、『玉泉寺縁起』においてはこの間の消息をつぎのようになりに詳しく伝えている。

回_二法明諸国_一見_二閑寂之所住_一給。然当羽黒山被_二参詣_一時、権現若王子坂迄出迎。権現問曰、御僧者自_二何国_一。法明答云、無_二何

出羽玉泉寺開山の了然法明について（佐藤）

国土_一僧也。亦権現、御名者。答、法明。亦、ホウハ何ホウ。答、ホウハノリ。問、ミヤウハ何。答、アキラム。問、明ラメテ何ソ祈之神参。答、唯眠覚走。自_レ其権現有_二先達_一、至_二本堂_一失給。聽而從_レ裏御戸開給。依_二其謂_一羽黒之御戸自_二内陣_一開。法明押_二感涙_一、可_レ奉_二権現且那_一有_二堅約_一。

これによれば、法明は諸国を巡って閑寂の地を見てはしばらくの間を逗留したものらしく、羽黒山に参詣した時に羽黒権現が若王子坂まで出迎えたということになっている。そして、つづいて法明と羽黒権現との間で問答が展開されている。問答の内容としては、はじめに出身地に関する問答、ついで法名についての問答があり、最後に羽黒山参詣の主旨が課題となっている。また秀恕も『洞上聯燈録』巻一「考証」の「了然章」において、

玉泉寺記曰、從_二羽黒神自_一携_レ帳對_二於師_一、神殿帳抵_レ今自_二内携_一之。

と述べており、先の『玉泉寺縁起』の記事を受けている。これらによれば、羽黒神が自ら帳を掲げ挙げて法明と相対してより、神殿の帳は今に至るまで内から掲げ挙げるのが慣例となつたとされる。そして、問答の末に感激した法明はこの地に草庵を結んで居住することになっている。

こうした伝承がもし古いのであれば、禅僧による神人化度の説話としても初期のものとして注目されるわけであるが、

法明が羽黒山信仰との摩擦をできるかぎり避けようとした意図が裏に示されているのかも知れない。地元の諸信仰を無視しなかった法明の積極的な姿勢を物語る逸話といえよう。⁽³¹⁾

さらに『洞上聯燈録』の法明の章には、法明と羽黒山の神人との問答につづいて、その後の消息として、

既帰至善見村、觀音聖境也。見其山川奇絶、側結廬処焉。然而道香莫掩、黑白交相傾嚮、爭拏大悲殿為禪宮、延師居之、榜曰玉泉。時建長三年三月十八日也。

と記されている。一方、この点を『玉泉寺縁起』は、

為結草庵、仁之坂法明施手杖給者、落吉見村、近代改名国見村。法明漂泊給、折節彼地為光明赫赤、其中聖觀音之尊像為曆々。法明再拜、而爰勵開山之勞。天智癸亥年三月日、草創一屋。仍本尊者聖觀音、手向谷之塔之本尊之元木同仏師也。鎮守者羽黒之御正依、是又觀音御座、仍毎月十八日有祈禱。蓋号玉泉寺事、来迎散給御跡見給者、水精珠数掛枯木。法明見給者、全体如瀧泉、仍被号玉泉寺。

と伝えている。羽黒神社からの帰途、法明は羽黒山の西南麓の扇状地に位置する大泉莊善見村すなわち後の山形県東田川郡羽黒町国見（いまは羽黒町大字玉川字玉川三五）を過ぎた際に、その地の山川風光が絶佳であるのを愛し、ついに觀音の聖境として靈異を感じて庵を結んで逗留することとなったのである。⁽³²⁾ はじめは密やかな隠閑独居であったはずであろうが、法

明の道風は隠しきれず、近隣の道俗縑素がしだいにその風化に靡くようになったらしい。そして、人々は大悲殿（觀音堂）を拡張して一堂宇を建立して法明を招請し、ここに規模こそ小さいながらも善見山玉泉禪寺の成立を見ることとなる。

『玉泉寺縁起』によれば、玉泉寺の本尊は聖觀世音菩薩であり、鎮守は羽黒山の御神体であるが、これもまた本地が觀世音菩薩であって、毎月一八日には御祈禱がなされたとされる。⁽³³⁾ この点は『洞上聯燈録』卷一「考証」の「了然章」においても、

或曰、玉泉之鎮護羽神也、羽神之本地觀音也。是等故実記、伝於彼家、則可以拠一矣。

と記されている。ここでも玉泉寺の鎮護が羽黒山の神であり、その羽神山の本地が觀世音菩薩とされている。

また『玉泉寺縁起』によれば、玉泉寺という寺名の由来は、法明がこの地に結庵した際に、水晶の数球が境内の古木に掛かっており、その全体が瀧泉のようであったことに因むとされる。山川を愛し風光を觀光してきた法明が命名するに相応しい寺名であったといえるだろう。もっとも、南英謙宗は『玉漱軒記』において、

旧名玉泉、母迺取諸飛泉漱鳴玉之意乎、又取諸大泉之泉乎。並非不義也。

と述べており、玉泉寺の名は「飛泉が鳴玉を漱ぐ」意か大泉

莊の「泉」の字を取ったものではないかと類推している。

ところで『洞上聯燈録』では玉泉寺命名の年月を建長三年（一二五二）三月一八日のことであったと伝えているが、『玉泉寺縁起』では先の百濟僧の法明尼との混同から天智二年（六六三）三月のこととしている。建長三年は辛亥であり、天智二年は癸亥であるから、亥という点では一致しており、三月というのも同一であることから、おそらく後の玉泉寺の伝承としては「亥年三月」の草創という点であったものと見られる。⁽³⁴⁾

いま一つ『宗門畧列祖伝』では「越後玉泉了然法明禪師」とあり、また『諸宗儀範』の「了然法明」の項目においても「帰国、創玉泉寺于越後州」とあって、法明が活動した玉泉寺を越後（新潟県）の地に存したとしているが、これは明らかに両史料の撰者の誤りにほかならない。

そして、これより先、南宋の淳祐九年（一二四九）すなわち日本の建長元年の三月一八日に、法明のかつての参師であった無準師範が七三歳の生涯を終え、万年正統院の円照塔に葬られている。⁽³⁵⁾法明が日本に渡航して三年後のことであって、おそらくその訃報も数年間の中には遠く出羽玉泉寺の法明の席下に齎されていたはずであろう。あるいは師範の示寂した直後に法明が道元禪師に参学している背景には、それまで頼るべき存在であった師範がすでに亡きことを知らされた

法明自身の複雑な心境の変化が大きく影響しているのかも知れない。

道元禪師への参学

出羽の地に落ち着いた法明は、その後、越前（福井県）志比莊の吉祥山永平禪寺に赴いて晩年の道元禪師と関わりを持つことになるのであるが、その間の経由を『洞上聯燈録』の法明の章では、

一夕條有二老人、形奇古跪膝于前、言曰、雖師曰在徑山、未説稟承、北越有道元禪師、師縁在彼、証道非遙、往哉、勿滞于此。言訖而隱。師知神助、遂往礼謁。

と伝えており、ここでもやはり羽黒山の神人ともいうべき一老人が登場している。一夕、にわかには神妙奇古な老人が飄然として現われ、法明の面前に跪坐して「師は徑山に在り」と曰うと雖も、未だ稟承を説かず。北越に道元禪師有り、師の縁は彼に在り、証道すること遙かなるに非ず、往かれよ、此に滞ること勿かれ」と告げ、言い終わるとすがたを隠したという。法明はこれを神助すなわち羽黒山の神人の靈告と感じ、ついに北越へと旅立つのである。

その背景には法明自身がなお無準師範からの印可証明に満足せず、境界を深めんとする意志が存したことが挙げられよう。先の因縁はそんな法明のこころの葛藤をものがたるとも

解される。また当時、北越に在って化導を敷いていた道元禅師の名声がすでに奥羽の地まで何らかのかたちで伝播していたことを意味するものでもあろう。いずれにせよ、出羽に落ち着いたはずの法明が遙かに永平寺の道元禅師を訪うたことは史実であったものと見られる。

この頃の道元禅師の動静としては、檀越の波多野義重（一二二五八）の仲介で執権の北条時頼（最明寺殿道崇、一二二七一—一二六三）の招きを受けて宝治元年（一二四七）八月より翌年三月までの間、鎌倉下向を執行しており、法明が至ったのは道元禅師が鎌倉下向から永平寺に帰山して数年後のこととなる。ただ、鎌倉から帰山して以降、道元禅師はしだいに体調を崩していったものらしく、そんな中で永平寺僧団の将来を鑑みて、「永平寺庫院制規五箇条」や「永平寺住侶心得九箇条」を制定し、また『永平衆寮箴規』や『正法眼蔵洗面』を著わすなど厳格な規矩の制定をなし、叢林の引き締めを尽力しており、出家者への説示を細やかに行なうようになってくる。また建長二年（一二五〇）には檀越の波多野義重が永平寺に一切経を書写奉納しており、かなり禅寺としても機能が整っていた時期に相当している。³⁷⁾

このように晩年の厳しい状況の下に在って門人育成に邁進しつつあった折に、高麗僧法明が遠く出羽の地より道元禅師を訪うたわけであるから、晩年の道元禅師にとっても法明と

の相見は稀有なる消息であったものと見られる。

ところで、古写本『建撕記』などによれば、松源派の蘭溪道隆が来日した直後に道元禅師との間で書簡のやり取りをなしたという記事が見られる。³⁸⁾ 同じように来日して間もない法明が道元禅師を永平寺に訪ねたとされることからすれば、かつて入宋して明州の天童山景德禅寺に参学した道元禅師の名声は、帰国後二〇年近くを経てもなお広く浙江の地の禅僧たちの脳裏に残っていたものと推測される。とすれば、道隆や法明が積極的に道元禅師と関わりを持つことは存外に不自然ではなかったのではなからうか。

ところで、『洞上聯燈録』の法明の章によれば、越前に赴いた法明は永平寺にて道元禅師に謁した際に、つぎのごとき問答を交したとされる。

元問、甚処人。師曰、高麗国。元曰、路多少。師曰、不記途程。元曰、曾見何人。師曰、久侍徑山無準。元曰、在彼有甚所得。師曰、知飯是米做。元曰、吾這裏不容箇虚頭。師曰、謝師証明。依之機契、延室与語大悦、称飽参。則以洞下宗旨示之、悉皆妙契。遂付法衣、謂曰、子早入支那叢林、徧訪名師、参学積年、見聞饒鑿。而因縁不契、万里航海、来投吾求道、寔是針芥之契合也。化縁時至、速回旧趾、大闡玄旨、永利濟未来際。

いま、便宜上、両者の問答を読み下しにして検討してみる

ことにしよう。問答はおよそ二段に分れており、最初の一段は、

元問う、「甚処の人ぞ。」師曰く、「高麗国。」元曰く、「路は多少ぞ。」師曰く、「途程を記せず。」

というものであり、その初相見での問答において道元禅師は法明のありようを見抜かんとしている。日本に到るまでの道程すら覚えていないと語る法明の答えには、この人の過ごしてきた久しく跋しい参学の軌跡を窺うことができよう。

ついでさらに両者の問答は、つぎの段階に展開している。

元曰く、「曾て何人にか見え来たる。」師曰く、「久しく径山の無準に侍す。」元曰く、「彼に在りて甚の所得か有る。」師曰く、「飯は是れ米の做なるを知れり。」元曰く、「吾が這裏に箇の虚頭を容れず。」師曰く、「師の証明を謝す。」

参学の師匠が誰かを尋ねた道元禅師に対して、法明は久しく径山の無準師範に随侍したことを語っている。かつて道元禅師が在宋していた頃に、師範は明州奉化県西の雪竇山資聖39)禅寺より明州鄞県東の阿育王山広利禅寺に化導を遷していることから、臨峰の天童山に在った道元禅師もその存在を十分に意識していたはずであり、その師範に学んだ法明の力量を試したかったに違いない。

そして、さらに道元禅師が師範の席下での所得を問うと、法明は「飯は是れ米の做なるを知れり」と答えている。これ

は米が蒸されて飯になるまでの過程を問題にしつつ、人が悟りの境地に至るありようを語っているものである。米とは凡夫、飯とは仏を指しており、そして炊飯することが坐禅辨道の修行に譬えられている。做とは作の俗字であり、ここでは「しわざ・ふるまい・はたらき」といった意味であろう。あるいは法明は径山の師範の席下で典座または飯頭など食事供養の職位を勤めた経験があつたのかも知れない。

米と飯とは別物ではなく、米を離れて飯はなく、飯を離れて米はない。かといって米のままでは食するわけにはいかず、飯になるまで炊かねばならないのである。同じものでありながら、炊飯することによって全く違った価値を持つようになる。それはあたかも凡夫が修行辨道によって仏祖となるのに似ており、凡夫を離れて仏祖はなく、仏祖を離れて凡夫はない。法明としては「道理を究めた上は炊き上がった飯を味見していただきたい」と道元禅師に迫るわけである。

これに対して道元禅師は「吾が這裏に箇の虚頭を容れず」と述べている。虚頭とは実頭の対であって、見せかけ・無内容といった意味である。したがって、表面上は「私の所ではそんな不真面目ものは容れないぞ」ということになる。しかしながら、道元禅師としてはこの表現ですでに法明が悟道に到達していることを認めているのであって、飽参である以上、すでに永平寺に留まる必要はないといった意味となる

う。法明はこれを証明の語と受け取り、道元禪師に深く感謝の意を表したわけである。

機縁が契った法明を道元禪師は方丈に招き、ともに語って大いに悦んだとされ、道元禪師が洞上の玄旨を示すと、法明はすべて意のごとく了悟契合したとされる。そして、道元禪師は法明に対して証明を与えて法衣を付し、伝法の証しとして、

子、早くに支那の叢林に入り、徧く名師を訪い、参学して年を積み、見聞は飢饉なり。而して因縁、契わず、万里に海を航して、来りて吾れに投じて道を求む、寔に是れ針芥の契合なり。

化縁の時は至れり、速かに旧趾に回り、大いに玄旨を聞き、永く未来際に利濟せよ。

と告げたとされる。道元禪師は法明の長い遍参の過程に思いを致し、法明との稀有なる道交を針芥の契合として喜んでいゝる。針の穴に芥子の実が通るごとくその契合は千載一遇であるといふのである。そして、法明に対して訓戒として旧趾である出羽の玉泉寺に帰って尽未来際に利濟すべきことを申し渡している。道元禪師としては広く下化衆生の向下門に尽力すべきことを法明に願っているわけである。

法明が道元禪師に参学し得たのは、玉泉寺の基を築いた建長三年三月より道元禪師が療養のために上洛する建長五年八月までの期間ということになる。強いていえば、道元禪師

が病を發する建長四年秋の頃までに限定してよいかも知れない。⁽⁴⁰⁾道元禪師にとってその晩年に忽然と目前に現われて門人の一員に列した法明とは、まさに稀有なる存在であったわけである。

仮に先に示した『洞上聯燈録』の説くところを是とすれば、法明は並み外れた力量を具えた禪者であったことになり、わずかな相見の機縁とその後の入室参問によって道元禪師と契合しているのであり、道元禪師も法明の悟りのありようを十分に認め、印可証明を授けているわけである。あたかも一宿覚のごとき参問で嗣法にまで至ることを否定する向きもあろうが、短絡に否定し去るのも問題ではなからうか。三国を活歩して正法を求めつづけた法明の、言い知れぬ辨道修行に対する真摯なありようをその背景に見なければならぬであろう。

ただ、道元禪師は容易に嗣法を許さなかつたわけであり、法明のごとき力量底の禪者が短期間に道元禪師の印可を受けて永平寺僧団に加入したならば、必ずやそれまでの門下の人々との間で齟齬を来たしははずであろう。そうした諸般の事情を加味しても、法明はそれ以上、永平寺に留まるわけにはいかず、道元禪師としても法明の新たな門出を望んだとも解されよう。

ところで『宗門畧列祖伝』では、この道元禪師との関わり

について、

又帰朝シテ永平ノ道元禪師ニ嗣玉フト云フ。

と簡略に記するにすぎない。すでに述べたごとく『宗門畧列祖伝』は法明を日本人とするため、あえて「帰朝」のことばを記しているわけであるが、いずれにせよ、師範の法嗣とする説に立ちながら、なお道元禪師からの嗣法も一面で認めていることになる。

一方、『玉泉寺縁起』においては、この法明が道元禪師と関わりを持つ因縁をつぎのように伝えている。

法明有時早期向庭前給、老翁来云、永平自道元被猷愚老、其故者法明於徑山寺習学、如聊有残所、来可有相義一由。云捨失。法明驚是者、仏祖之教与天所則廻旅行。道元有対面、右之旨被仰入。道元云、当朝名僧。云、日本無双之大老。云、芳々以領掌難存。雖然祖師之怖慈愛有付属。日本小宗派載玉泉寺法明。

これによれば、法明があるとき早朝に庭前に向かっている、一人の老翁がやって来て永平寺の道元禪師から告げられたという内容を法明に伝えたときとされる。それは「徑山で修学した法明の境界にいささか残余のところがあるから、永平寺まで来るように」との旨であり、言い終わるや、老翁はそのすがたを隠すのである。法明はこれを「仏祖の教えと天所と則ち旅行を廻せり」と驚き、ついに永平寺に至って道元禪師

と相見して先の旨を告げたという。問答の主旨が定かでないものの、二人は互いに相手の立場を認め合い、法明は道元禪師より付属相承を受けたとされるわけである。

ともあれ、江戸期の曹洞宗門においては、法明は曹洞宗に属する禪者として扱われていたといつてよい。たとえば越前の白麓山義宣寺の竹峰広嫩（広摩とも）が編纂した『宗派図』では道元禪師の法嗣として「懷辨・僧海・詮慧・法明」の四人が挙げられていたとされ、⁽⁴¹⁾先の『洞上聯燈録』でもこれを受けて法明を明確に道元禪師の法嗣として扱っている。『洞上聯燈録』の編者である秀恕は『日本洞上宗派図』においても「日本越州永平開山仏法道元」の法嗣として、

永平二世孤雲懷辨

僧海首座

京兆永興開山詮慧

羽州玉泉開山了然法明

という四人を挙げており、⁽⁴²⁾さらに『洞上聯燈録』巻一の「校訛」においても、

了然明、古篆宗派図係徑山無準、非也。

と注記している。これによれば、秀恕としては明確に古篆周印の『仏祖宗派図』にいう無準師範の法嗣とする説を退けて師範からの嗣法を否定しており、あくまで法明を道元禪師の法嗣として扱っているわけである。

ただし、法明が果たして実際には臨済宗の無準師範の法を嗣いでいるのか、曹洞宗の道元禅師の法を嗣いでいるのかその判断は難しい。嗣法門人と認め得るか単なる参学門人にすぎなかったのかは、はなはだ疑問といわざるを得ないわけであるが、後の学人接化のさまなどを見ると、法明という人がかなりの風貌を持つすぐれた禅僧であったことは疑いなく、いずれに嗣法したとみても不自然ではなからう。

『三大尊行状記』『三祖行業記』や古写本『建撕記』などでは、道元禅師の法嗣として懷昇・僧海・詮慧の三人を挙げるのみであって、法明の名は見い出せない。ただ、南英謙宗は『玉漱軒記』の中で、

開山法明弘章禅師者、囊祖永平嗣子、洞上頭角也。貧道亦一派之劣孫也。故激揚玉川之流、而回既倒之狂瀾、云々。

と述べており、法明が「囊祖水平の嗣子、洞上の頭角」であることを認め、「貧道も亦た一派の劣孫なり」と述べている。貧道とは謙宗の自称であり、法明を自らと同じ永平門下として規定している。これによれば、まさに法明は永平寺の囊祖道元禅師の法嗣であり、曹洞宗に属する抜群の禅者であったことになろう。少なくとも謙宗の時代にはそうした伝承が地元出羽では明確に存したことになるわけである。

大久保道舟氏の『道元禅師伝の研究』の「会下の僧衆」では、法明を嗣法門人ではなく参学門人として扱っており、き

わめて簡略ながら考証をなしている。⁽⁴³⁾これに対して中世古祥道氏の『道元禅師伝研究』では、法明が道元禅師に参じたことすら疑わしいとされる。⁽⁴⁴⁾しかしながら、嗣法の問題はともかくとして、法明が道元禅師に参じたのは史実であったと見てよく、無準師範にも参学して境界を深め、年齢的にもかなりに達していたであろう法明であれば、はじめて道元禅師の席下に投じた際もその信認を得たであろうことは想像に難くない。道元禅師の師匠である天童山の長翁如浄（一一六二—一二二七）はかつて師範と親しい道交をなした事実が伝えられており、示寂に際しては遺書を阿育王山の師範に呈して後事を託しているほどである。⁽⁴⁵⁾

ともあれ、これによって、道元禅師の席下にはもと如浄門下の参学の徒であった中国僧の寂円（一一〇七—一二九九）とともに高麗僧の法明の名が知られるわけであって、これは初期曹洞教団の持つ国際的な性格を知る上でも注目すべきものがある。⁽⁴⁶⁾ただ、寂円の場合は道元禅師に三〇年近く随侍しながら、結局のところ、印可を得ずに終わっている。これに對して、法明の場合、わずかの入室問答で道元禅師より付法されているとすれば、それはきわめて異例のできごとであったともいえる。もっとも、かつてわずか二七歳で遷化した僧海ですら道元禅師の法嗣に名を連ねて首座の重職を勤めている事実からしても、すでに径山の師範に参学して久しい研鑽

をなしてきた法明に対して道元禪師が付法することは、それほど不思議なことではないのかも知れない。

ちなみに秀恕は『洞上聯燈録』巻一「考証」の「了然章」において、先の『玉漱軒記』を引用した後、

南英禪師、永平正的、其言如_レ斯。況受_レ請重_レ興其席、児孫繩繩相紹、直至_三于今_一、豈可_レ疑邪。

と述べており、謙宗が明確に道元禪師の法流であることから、そのことばを信用して法明を道元禪師の法嗣として扱うことを疑っていない。謙宗が請を受けて法明ゆかりの玉泉寺を重興している事実こそ紛れもなく道元禪師と法明の関係を裏付けるとするわけである。ちなみに謙宗の師に当たる傑堂能勝（一三五五—一四二七）も道元禪師の法嗣である永興詮慧が開山となった常陸（茨城県）の秘沢山陽雲寺を中興しており、謙宗はこの寺の二世にもなっている。謙宗が法明の玉泉寺を再興するのも同様の発想であることからして、私としては法明が道元禪師から嗣法した事跡を一概に否定し去る意見には躊躇するものである。

了然法明と了然尼

すでに見たごとく、『玉泉寺縁起』では高麗僧の法明を百濟僧の法明尼と混乱するといふまたく初歩的な誤りを犯しているわけであるが、これとは別に同じ道元禪師門下におい

ても、法明については混乱が認められる。

すなわち、道元禪師に参学した門人として、了然法明とは別に了然尼という尼僧が存していたことが知られており、後代にこの人と法明とが混同されていた節が見られる。了然尼は法諱が了然であって、ここにいう法明とはまったくの別人であり、道元禪師への参学もその時期をまったく異にしている。ところが面山瑞方（一六八三—一七六九）の『永平開山和尚実録』では法嗣に法明ではなく尼了然を加えている。⁽⁴⁷⁾

ちなみに『道元和尚広録』（『永平広録』とも、以下、門鶴本による）巻八「法語」の四番目の法語に、

教家道、是法不可_レ示、言辞相寂滅。如何是言辞相、如何是寂滅。便曰、是法則言辞相也、寂滅相也。向上説話、頂門開眼得_二真觀_一矣。昔阿難尊者、参_二迦葉尊者_一便問、師兄伝_二如来金襴法衣_一外、更伝_二箇什麼_一。迦葉云、阿難。阿難応諾。迦葉云、倒_二却門前刹竿_一著。聞_レ此、阿難便大悟。這一段公案、好手也、閉悟也。究竟如何是法、如何不可_レ示。乃言辞相寂滅故、不可_レ示爾。如何是不可_レ示、家裏活計。謂、庭前柏樹、山頂片雲、隨_レ風從_レ節、不可_レ窮之法門也。釈迦老子・達磨大師、連袂共行_二脚跟下事_一。已降_二王宮_一、卒来_二東土_一、单伝直指道理、便是法也。可示不可_レ示、俱皆是法。著眼著手、転頭退歩、擬前翻身、非_二不是法_一矣。了然道者、夙有_二般若種子_一、切志_二仏祖大道_一。雖_二是女流_一、則大丈夫之志気也。不惜_二養道之費_一、為_二示_二西来的示_一。

謂、夫赤肉団上莫留一句半偈片言少語、清冷冷地得二分相應也。若留一言半句仏祖言辭宗門公案者、便惡毒也。欲會山僧行履、勿記這箇說話。切忌領念。

とある女流の了然道者が了然尼である。この人は帰国して間もない道元禪師に参学した尼僧であり、大丈夫の志気を備えた求道の人であつたらしい。法語の内容からして、道元禪師がこの了然尼に寄せる期待のほどは相当なものが存したと見られる。⁽⁴⁸⁾

ちなみにこの了然尼については、さらにまた遠江(静岡県)久野(袋井市久野)の万松山可睡齋に「示了然道者法語」という法語が所蔵されており、これもやはり『道元和尚広録』巻八「法語」の二番目の法語に載せられて一般に知られている。いま、煩瑣にわたるが、その全文を示すならば、

諸仏大道、深妙不可思議矣。修行之者、豈能容易也。不見古人妙則、捨身心棄國城、余外妻子、觀之如瓦礫相似。然後經年歴歳三二十年、及互劫波、孤独棲于山林、身心如枯木、方始得与道相应。此子既得与道合、善能拈山海為言語、及拈風雨為舌唇、説破大虚、転無等輪。何象不能転、何法未可転。志道者、可遵這箇風彩矣。昔日有僧問法眼禪師曰、如何是古仏。法眼曰、即今也無嫌疑。僧又問、十二時中如何行履。法眼曰、步步踏著。他亦有道、夫出家人、但随時及節、便得寒即寒熱即熱、欲知仏性義、當

觀時節因縁、但守分随時過好。備觀他意。如何是随時節、如何是守分。可知、於色上莫作非色解、亦不作色解、亦不走兩頭。如今忘嫌疑、与他古仏同住同行。雖然、争猶面鏡相對。所以釈迦老師道、沙門入聚落、猶如蜂採華、但取其味去、不壞色与香。衲子賢士、何不順這訓。十二時中对諸万像、但取其味、莫壞色香。如何是不壞色香、底道理。向爾道、稟他万縁印、被他方法証。須悉是不壞色香之時節也。離這若為有。山僧、事不得已、願了然道者志道之切、余輩未可齊肩。是以彩這毫于仏祖之道、何必壞他色香。

というものであり、ここでも道元禪師は了然道者を志道切にして並ぶべき者がないと称えている。とくに可睡齋所蔵の法語には奥書として「辛卯孟秋、住安養院道元示」とあるから、この法語は道元禪師が帰国して間もない寛喜三年(一二三二)七月に山城(京都府)深草の安養院に在住していた折に了然道者に書き与えたものであることが知られる。⁽⁴⁹⁾したがって、これら二編の法語は法明が来日する一五年も前に著わされていたことになり、到底、法明のために書かれたものではないことは自明である。『道元和尚広録』「法語」に載る了然道者とは了然尼のことを指しており、法明とはまったく無関係なのである。

この点を秀恕は『洞上聯燈録』巻一「考証」の「了然章」

において、

永平下有二人了然。一法明号、一尼名。義宣寺竹峰摩宗派図、載三元祖嗣四人。謂、懷昇・僧海・詮慧・法明。按開玉泉者了然法明、非尼了然。延宝伝燈録(へ十五)孤峯明禪師章、参了然明於羽州、同恭翁良禪師章、受業於羽州玉泉了然明禪師、是也。永平広録所載示了然道者法語一篇(八卷)及看然子終焉語二偈(十卷)者、尼了然也、非法明。云看終焉語、則応知尼先於永平化矣。法明以建長三年(参永平得法、帰住玉泉殆三十余年、推孤峰・恭翁之年曆可知。且高麗入宋、来此方住玉泉領四衆、豈尼流之所堪乎。

と考証をなしている。秀恕としても法明とは別に了然尼という尼僧が道元禪師門下に在ったことを認めており、この二人を混乱することのないよう注記している。そして、高麗から南宋に入り、さらに日本にまで赴いて玉泉寺にて四衆を接待するといふ殿しい足跡からして、たとえ大丈夫の志気を備へた了然尼であったとしても、到底、三国を股にかけて徘徊することは、当時の女性には容易になし得るものではなかったと断言しているのである。

また、これとは別に『道元和尚広録』巻一〇「偈頌」の「師嘗於大宋宝慶二年丙戌、寓慶元府太白名山天童景德禪寺」の箇所には、

看然子終焉語二(二首)

出羽玉泉寺開山の了然法明について(佐藤)

廓然無聖硬如鉄、試点紅炉銷似雪、更問今歸何処去、碧

波深処看何月。

礫破從來一版鉄、莫知落処六華雪、天片玉兔無潭底、指折如何未見月。

という二首の偈頌が伝えられているが、秀恕はこの然子をも了然尼のことを指していると理解しているようである。しかしながら、この偈頌は道元禪師が在宋中の宝慶二年(一二二六)に著したものの部分に収められているのであるから、ここにいう法明とも了然尼ともまったく関わりは存しない人のはずである。

おそらくこの偈頌は道元禪師とともに入宋した同じ明全門下の廓然という人に対するものであって、廓然もまた師の明全と同じように在宋中に意図むなく示寂したものと見られる。道元禪師は廓然が残した遺偈を目の当たりにして、哀悼の意を込めて唱和の偈頌をもとされているわけである。⁽⁵⁰⁾

いずれにせよ、法明は法諱からは百済僧の法明尼と混同され、また道号の了然からは道元禪師に参学した了然尼と混同されているのであって、なぜか法明は尼僧であったかのごとく扱われる傾向が見られる。しかしながら、すでに述べたごとく法明は決して尼僧ではなく、雄渾な精神とかなりの健脚を持つ男僧であったことは動かないであろう。

出羽玉泉寺での活動

道元禅師の印可を受けた後、法明は道元禅師の委嘱によって再び出羽に戻り、大泉荘の玉泉寺に住すること実に三〇余年に及んだと伝えられる。しかも法明が席下を去って間もなく、道元禅師は疾病を発しており、建長五年（一二五三）の初めには『正法眼蔵』「八大人覺」を撰するなど門人に後事を託している。そしてその年七月には治療のために上洛したものの、八月二八日に京都の俗弟子覚念の館にて五四歳にわたる生涯を終えている⁽⁵¹⁾。

おそらく道元禅師が示寂した訃報はそれほど期間を経ずに出羽の法明の下にも伝えられたことであろう。もし法明の来日が遅れ、また羽黒山の神人による告示（何らかの仲介者が存したか）がなかったならば、道元禅師にも会い得なかったのであるから、法明としてもいままさらに生前の道元禅師との稀有なる相見の不思議に思いを致したことであろう。

ところで、すでに述べたごとく謙宗は『玉漱軒記』において、

開山法明弘章禅師者、囊祖永平嗣子、洞上頭角也。貧道亦一派之劣孫也。故激揚玉川之流、而回既倒之狂瀾。

と記していることから、当時、謙宗としては、法明を少なくとも臨済宗破庵派の禅者ではなく、自らと同じ曹洞宗に属す

る禅者として見ていたことが知られるのであって、玉泉寺に曹洞の宗風による接化を敷いたことが強調されているわけである。したがって、法明が明確に道元禅師の法を嗣いだ門人であるならば、まさに東北地方における曹洞宗扶植の先駆ということになるうし、仮に参学門人にすぎなかったと見ても、やはり曹洞宗史上に特筆されてよい事跡であったことに変わりはない⁽⁵²⁾。

法明が玉泉寺に戻って如何なる接化をなしたのか、その詳細は定かでないが、わずかに『洞上聯燈録』の法明の章では、

師既稟囑帰、羽人自是翕然帰敬。州牧大泉藤原氏、聞之悉入。映田、併力營建諸宇。由是四方玄学者、接踵而至。

という記事を載せている。翕然とは群がり集まるさまであり、帰敬とは教えに帰依して恭敬することであるから、道元禅師の委嘱を受けて出羽に戻った法明に対して、出羽の人々は挙つてその教えに帰依したことになり、高麗僧法明の存在はしだいに在地に知られるようになったものらしい。

まもなく州牧すなわちこの地の地頭・太守であった大泉藤原氏がこのことを聞き知って映田を寄進したとされる。映田とは良田のことであり、地味の肥えた豊かな田地を意味している。そして、さらに大泉藤原氏は寺田とともに諸堂宇を営建して化を助けるなど尽力し、ために玉泉寺には四方より法

明の玄妙な接化を慕って修行者が絶え間なく訪れるようになったとされる。はじめは法明とその教えに帰敬するわずかな道俗らが自力運営によって維持していたであろう玉泉寺は、ここにおいて外護の大檀越を得て発展の基が築かれたことになろう。

ところで、ここにいう大泉藤原氏とは出羽大泉荘の地頭であった大泉氏（後に大宝寺氏と改名）のことを指している。すなわち、『山形県史』巻一の「後深草天皇建長三年」の項には、

同三年辛亥、三月十八日、高麗国人了然（法明）法禪師、田川郡国見村ニ玉泉禪寺ヲ開創ス。地頭大泉長氏、専ラ之ニ帰依シ、多ク土田ヲ資ス。

という記載が存している。「明法禪師」というのは明らかに法明禪師の誤写であろうが、注目すべきはこのとき法明に帰依した大泉藤原氏が具体的に時の地頭職を勤めていた大泉長氏という人物であったことを伝えている点である。⁵³⁾

そもそも、大泉荘は平安末期に長興堂領として出羽郡域に跨がって設けられており、はじめは奥州藤原氏の配下であった田河氏（田川氏）が支配していたが、文治五年（一一八九）の奥州合戦で田河氏が滅びて後、鎌倉初期に武蔵国の御家人であった大泉氏平がこの地の地頭職を与えられ、大泉氏（武藤氏）が管轄するようになり、庄内地方の川南（最上川以南）

出羽玉泉寺開山の了然法明について（佐藤）

の北半を支配下に治めて室町末期まで勢力を維持している。⁵⁴⁾

法明が田川郡国見村すなわち当時の善見村で結庵した時点から道元禪師に参学した期間などを考慮すれば、おそらく大泉氏による寺領の寄進と玉泉寺伽藍造営への参画は建長年間（一二四九—一二五六）の末頃から康正・正嘉年間（一二五六—一二五九）のことと見られる。とすれば、時期的に見てここにいう大泉藤原氏とはまさに『山形県史』にいうごとく大泉九郎長氏のことを指していることになり、大泉荘の地頭大泉長氏は法明の徳風に帰依して玉泉寺の諸堂宇を建立し、寺田を寄進したわけである。⁵⁵⁾

ちなみに玉川寺の寺伝によれば、法明のとき、地頭の大泉長氏が寺領として土田を寄進したほかに、錢三〇〇貫文を喜捨したともされている。また『玉泉寺縁起』では「出羽国櫛引郡大泉荘国見玉川寺開基法明和尚」と記しており、法明を開基として扱っていることが知られる。また『玉泉寺縁起』によれば、

弥々郡村之貴賤、財施法施之礼奠、不懈于午。七堂伽藍、鑊七称二荘五色、都而淨妙快樂之靈場也。

と記されており、玉泉寺が在地の多くの信者らの布施により七堂伽藍も整ったかなりの禅寺となっていたことを伝えている。郡村の貴賤とあるから、領主や武士から領内の農民に至るまで多くの帰依者が法明のために力を一にして玉泉寺の寺

門の繁栄に努めたことが知られる。

玉泉寺のある国見村（善見村）は羽黒山麓にあって、羽黒登山の旧道が国見を通っており、羽黒山の門前ともいべき位置を占めていることから、玉泉寺も羽黒山の強い影響下にあったことは疑いなく、そんな旧勢力の真只中において法明は中国禪の文化的香りを漂わせる新蘇な禅風を振ったことになろう。大泉長氏が田地を寄進して玉泉寺の伽藍造営に積極的
に尽力した背景には、新興の禅宗によって民衆を把握せんとする意図も存したであろうし、宗教的権威を誇っていた羽黒山に対しても一定の権力の楔を打ち込まんとする発想も存したことであろう。⁽⁵⁶⁾

もちろん、すでに述べたごとく法明としては羽黒山ないし出羽三山との摩擦はでき得るかぎり避け、その信仰を取り組むかたちで教線の拡張を計ったものと見られるから、近隣の道俗もそんな法明の立場に賛同し、進んで法明の接化に靡いたのではなからうか。高麗僧の法明がそれほどまでに日本の地に同化せんと努力し、日本の諸信仰に深い理解を示したことに、きわめて感慨深いものを覚えるものである。

時あたかも鎌倉にては建長元年（一二四九）に巨福山建長寺が創建され、世間の注目の的となつている時期である。執権の北条時頼が来日僧の蘭溪道隆を開山に招請し、道隆はこの寺を中心に宋朝風の禅林の規矩と厳格な坐禅の法門を吹唱

するのであり、禅宗が全国諸州に広まる上で大きな貢献を果たしている。こうした中央の動静を逸早くとらえた大泉長氏が、同じ来日僧であった法明に積極的に接近したものでなからうか。羽黒山の宗教的な影響下にありながらも、法明は玉泉寺に在って異国情緒豊かな宋朝禅（道元禅を含めて）を唱えたわけであり、京都・鎌倉から遙かに離れた出羽庄内の地に新しい文化の薫りを齎した功績には大きなものが存したはずである。

一方、この頃になると、松源派の蘭溪道隆につづいて破庵派無準下の中国禅僧の来日もなされるようになっていく。無準下の四哲の一人に名が挙げられた兀庵普寧（一一九七—一二七六）が来日したのは文応元年（一二六〇）のことであり、鎌倉の巨福山建長寺に住して執権の北条時頼の帰依を受けているが、⁽⁵⁷⁾残念ながら文永二年（一二六五）には帰国の途に就いている。また普寧が帰国した後、同門の法弟に当たる無学祖元（一二三六—一二八六）が弘安二年（一二七九）に来日しており、執権の北条時宗（一二五一—一二八四）の帰依で鎌倉の建長寺に住し、さらに瑞鹿山円覚寺の開山となっている。⁽⁵⁸⁾同じ無準師範に学んだ法明にとって、当然、鎌倉禅林におけるこうした新たな動向は着過し難いものであったに違いない。

ちなみに松源派の来日僧であった大休正念（仏源禅師、一二五一—一二八九）に法を嗣いだ紹規という禅者が出羽の置賜

郡屋代荘の地頭であった長井時秀（入道西規）に招かれ、夏刈の地に開創された資福禪寺（後に諸山となり、さらに移転）に入寺して正念を勧請開山とするのは弘安四年（一二八二）または同七年のこととされるから、法明の活動がそれらに比しても如何に早かったかが偲ばれよう。⁵⁹

ときあたかも陸奥国（宮城県）では北条時頼によって松島の青竜山円福禪寺（後の瑞巖寺）が天台から禪に改められ、法明と無準下で同門であった性才法心が開山に迎えられている。⁶⁰ また正嘉年間（一二五七—一二五九）に一時期ながら出羽の霊場立石寺も時頼の命で天台から禪に改められ、宝珠山阿所川院立石禪寺と称することがあったらしい。⁶¹

このように法明が出羽に玉泉寺を開創している事実は、性才法心が奥州陸前の松島に円福寺を開創したこととともに、東北地方における禅宗流通の先駆をなす記念碑として特筆されてよいものである。出羽地方における禅宗の流伝については、『山形県史』第一巻の「中世の宗教と文化」に「禅宗の伝播」として扱われているが、やはり法明をもってその先鞭としている。

この間、新興の元（蒙古）が再度にわたる元寇（蒙古襲来）を決定しており、日本は有史以来の大事に見回れている。この蒙古軍には法明の母国である高麗と、法明がかつて歴遊した南宋がともに元に荷担するかたちで多くの水軍を日本に派

遣している。当時、出羽の山中に生きた高麗僧法明にも蒙古襲来の情報は齎されていたはずであり、法明にとってその大惨事は勝敗を超えてきわめて辛く悲しいできごとであったに相違ない。

また秀恕は『洞上聯燈録』巻一「考証」の「了然章」において、

玉泉寺記曰、從羽黒神自撰帳対於師、神殿帳抵今自内撰之。或曰、玉泉之鎮護羽神也、羽神之本地觀音也。是等故実記、伝於彼家、則可_レ以_レ拠_レ矣。

と述べている。これによれば、『玉泉寺縁起』の記事を受けて、羽黒神が自ら帳を掲げ挙げて法明と相対してより、神殿の帳は今に至るまで内から掲げ挙げるのが慣例となっていたとされる。また玉泉寺の鎮護伽藍神は羽黒山の神となっており、その羽黒山の本地は觀世音菩薩となっているのも、その左証とされている。これらはともに法明と羽黒山との関わりを如実に伝える消息といえよう。

恭翁運良の得度

ところでその後、玉泉寺の法明の席下には臨済宗法燈派の恭翁運良（仏林恵日禪師、一二六七—一三四一）や孤峰覚明（三光国済国師、一二七一—一三六二）が相継いで参学して接化を受けていることが知られている。彼らがともに後に瑩山紹瑾

禅師（二二六四—二三二五）に曹洞の宗旨を学んでいることからして、法明もまた初期の曹洞宗と深い関わりの中にあつたことが改めて窺われる。一説に法明の示寂を文永四年（一二六七）春とする説も存しているが、運良や覚明らとの関わりからいってもこの説が成り立たないことは明白であろう。

はじめに恭翁運良が法明に得度・参学した消息について触れておきたい。聖一派の華岳建胄（？—一四七〇）が寛正四年（二四六三）九月に撰した運良の「越之中州黄竜山興化護国禅寺開山勅諭仏林恵日禅師塔銘并序」（『統群書類従』第九輯下に所収）には、法明について何らの記事も見られないが、同じ建胄が「行状後序」を付した法孫比丘某甲の状した「大日本国越中州黄竜山興化護国禅寺開山勅賜仏林恵日禅師行状」（『名僧行録』二に所収）によれば、

師諱運良、号恭翁、初名元琳。師絶口而略不道其姓・郷邑、夫至人以物迹為大道之累。況其姓氏等肯以為重耶。或云羽州人。頽然豐碩、神恵疎朗、一切文字、不仮師訓、自然通曉。受業越之後州玉泉寺了然明和尚、十九歳遊方、登壇受具。初参洞谷瑩山瑾禅師、周年之間、尽得曹洞之旨趣。

という記事が存しており、その中に法明との関わりを伝える貴重な内容が見い出せる。⁽⁶²⁾この史料は法明が示寂しておよそ一世紀半後くらいに著されたことになり、先の謙宗の記述とほぼ同時期のものであるから、史料的にも信怖性の高いもの

であろう。

ちなみに『延宝伝燈録』巻一五「加州瑞応山伝燈寺恭翁運良禅師」の章においても、

受業於羽州玉泉了然明禅師、十九受戒、辞去萍遊。首参瑩山瑾于洞谷、尽得洞下秘奥。

とあり、また『本朝高僧伝』巻二六「賀州伝燈寺沙門運良伝」にも、

釈運良、字恭翁。不詳姓氏・郷邑、或曰羽州人。生質頽然、神恵疎朗、一切文字、不仮師訓而通曉。受業於本州玉泉寺了然明禅師、十九歳登壇受戒。萍遊参瑩山瑾于洞谷、尽得洞上之旨。

と記されており、とくに『本朝高僧伝』の記事は明らかに先の「仏林恵日禅師行状」をそのままに受けるものといつてよい。また『宗門畧列祖伝』の法明の章においても、

加州伝燈寺ノ恭翁運良禅師ノ受業ノ師ナリ。

とやはり簡略ながら法明が運良の受業師であつたことを伝えている。これらによれば、運良は出羽の人であつたらしく、幼くして郷里の玉泉寺に投じて法明に師事していることが知られるのであつて、法明は運良の得度の師であつたわけである。「仏林恵日禅師行状」によれば、運良は越後玉泉寺の法明に受業したことになるが、これは明らかな誤りであつて、このため『延宝伝燈録』『本朝高僧伝』では羽州玉泉

寺に改められている。おそらく越中から見て越後の先にある出羽の地が同一の地方として受け取られたためではなからうか。すでに述べたごとく、『宗門畧列祖伝』や『諸宗儀範』が玉泉寺をやはり越後としているのも、「仏林恵日禪師行状」を受けたものであろう。

ところで運良の受業は一九歳のことであるから、弘安八年（二二八五）のこととなり、運良がそれまでかなり長らく法明の席下に随侍していたことが知られる。「仏林恵日禪師行状」によれば、運良は初名を元琳と称したとされるが、あるいはこの「元琳」かその後の「運良」の何れかの法諱が法明による命名であったのかも知れない。この間、おそらく運良は法明より中国江南禅林の風規や永平寺の道元禪師の禅風のこと、さらに北陸の地に新たに始動していた初期曹洞宗教団の実情などを伝え聞いたに違いない。

その後、おそらく法明の指示によるものであろうが、運良は能登（石川県）羽咋の洞谷山永光禪寺に赴いて瑩山紹瑾禪師に参じ、また紀伊（和歌山県）由良の鷲峰山西方興国禪寺に至って無本覚心（心地房・法燈国師、一一〇七—一二九八）に学んだとされている。瑩山禪師はいうまでもなく道元禪師の法統に連なる曹洞禅者であり、覚心もまたかつて道元禪師に菩薩戒を受けた参学門人である。⁽⁶³⁾ただ、永光寺の創建時期や瑩山禪師の活動期間からして、この時期にすでに運良が瑩山禅

師と関わり持っていたか否かには疑問も残り、瑩山禪師との関わりはいま少し後のことであろう。⁽⁶⁴⁾

ともあれ、法明の得度の小師であった運良が曹洞宗や法燈派と関わりを持つ背景には、同じく道元禪師に学んだ経験を持つ法明と覚心の関係が大きく影響していたものと推測され、ために運良はその後、法燈派に属しつづつも加賀（石川県）の東香山大乗護国寺の住職を勤めるなど、曹洞宗とも積極的に交流していくわけである。⁽⁶⁵⁾

孤峰覚明の参学

つぎに運良と同門に当たる法燈派の孤峰覚明が法明に参学した消息について触れてみよう。この点については、覚明の法嗣に当たる河南聖珍（別号は南州）が撰した「孤峰和尚行実」〔『続群書類従』第九輯下に所収〕に、つぎのごとくいくぶん詳しい記事を伝えている。⁽⁶⁶⁾

師諱覚明、号孤峰、奥州会津平氏之子也。初七齡而心有出家之志、恃怙異焉、携之詣僧舍、仍看仏書、食瓜果、若夙契矣。年十九、落髮登具、始習台教、究其玄奥。廿六更衣、礼紀州鷲峰開山法燈禪師而為師也。法燈示之曰、識破汝之念起根源、即是也。一言即契之。居三年、辭遊諸方也、聞羽州法明和尚者有道老宿也。師往見焉、自至法席、寢食共亡、幾乎不曉人事。隣单僧、時々驚覺之矣。于時有

僧、戲示_二片紙書_一云、力尽神疲無_レ処_レ覓、只聞_二楓樹晚蟬吟_一。師見_レ之豁然有_レ省、徑趨_二方丈_一、欲_レ呈_二所解_一。明便見_レ来、忽把_二地炉火筋_一而按_二背後_一曰、汝道火筋今在_二甚_レ処_一。師応_レ声云、從來在_二和尚手裏_一。明首肯_レ之曰、三十年後、坐_二断天下人舌頭_一在。師多居_二深山窮谷_一、以_二坐禪_一為_二急務_一。

とくに覚明に対して法明が語ったことばを収録している点でこの史料の価値はきわめて高いものがある。しかも「孤峰和尚行実」は碑銘を依頼するために、⁶⁷覚明の示寂してまもない時期に聖珍が撰したものであり、その意味では法明が亡くなってよりわずかに半世紀あまりを隔てた記載ということになるからである。

そして、この記事はほぼ江戸期の燈史・僧伝にも受け継がれている。すなわち、『延宝伝燈録』卷一五「雲州雲樹興聖寺孤峯覚明国師」の章には、

辞参_二了然明于羽州_一。偶看_二祖録_一、至_二力尽神疲無_レ所_レ覓、只聞_二楓樹晚蟬吟_一。豁然契悟、徑趨_二欲_レ呈_二所悟_一。然見_二師来_一、把_二地炉火筋_一、匿_二背後_一曰、汝道、火筋在_二什麼_レ処_一。師曰、從來在_二和尚手裏_一。然曰、汝佗後坐_二断天下人舌頭_一在。

と記されており、『本朝高僧伝』卷二九「雲州雲樹寺沙門覚明伝」にも、

参_二了然明公于羽州_一、專注_二禪觀_一。偶看_二僧書_一、力尽神疲無_レ処_レ覓、只聞_二楓樹晚蟬吟_一。豁然了悟、趨_二欲_レ呈_二解_一。然見_二其来_一、把_二

地炉火筋、匿_二背後_一曰、汝道、火筋在_二什麼_レ処_一。明曰、從來在_二和尚手裏_一。然首肯曰、汝佗後坐_二断天下人舌頭_一在。

として載せられている。若干の字句の異同は見られるが、いずれも明らかに「孤峰和尚行実」の内容をおおむね継承しているといつてよい。ただ、ともに羽州とするのみで玉泉寺の名を記していないのは不自然である。

また『洞上聯燈録』の法明の章においても、この記載を受けたかたちで、

孤峯明、聞_二師煽_一化来参。偶看_二祖録_一、至_二力尽神疲無_レ所_レ覓、只聞_二楓樹晚蟬声_一。豁然契悟、徑趨_二欲_レ呈_二所悟_一。師見_二其来_一、把_二地炉火筋_一、匿_二背後_一曰、汝道、火筋在_二什麼_レ処_一。明曰、從來在_二和尚手裏_一。師休去。

として簡略に伝えられている。さらに『宗門畧列祖伝』の法明の章でも、

孤峯覚明国師、行脚ノ時、師ニ依参シ、偶祖録ヲ看テ、力尽キ神疲テ覓ル所ナシ、只楓樹晚蟬ノ吟ズルヲ聞ト云ニ至テ、豁然トシテ大悟シ、徑ニ趨テ所悟ヲ呈セントス。師、明ノ来ルヲ見テ、地炉ノ火筋ヲ把テ、背後ニ匿シテ曰、汝道へ、火筋、什麼ノ処ニカ在ル。明曰、從來、和尚ノ手裏ニアリ。師曰、汝、佗後、天下ノ人ノ舌頭ヲ坐断スルコトアラント。

と語られていることから、これらともに先の「孤峰和尚行実」の内容を受け継いでいることが知られ、覚明が法明と問

答したことは広く知られた機縁であつたらしい。⁽⁶⁸⁾

これらによれば、覚明は奥州会津(福島県)の出身であり、二六歳の時に紀伊(和歌山県)由良の鷲峰山西方興国寺に法燈派の無本覚心に参学した後、三年にして諸方に遊び、有道の老宿として誉れの高かつた法明を出羽に訪ねて問答商量の末に、法明よりその境界を肯われたとされる。⁽⁶⁹⁾ 覚明の二六歳は永仁四年(一二九六)に当たり、三年間を覚心の席下で過ごしたとすれば、法明への参学は少なくとも永仁六年(一二九八)以降のこととなる。覚心の示寂は永仁六年一〇月一三日であるから、あるいは覚心の示寂後に出羽へと旅立ったのかも知れない。⁽⁷⁰⁾ おそらく覚明は会津にある頃から出羽玉泉寺の法明の噂を聞き知っていたものであろう。覚明は老熟した法明の席下に至って掛搭するや、寝食を忘れて辨道精進に努めている。

そんな一日、一僧が戯れに「力尽き神疲れて覓むる処無し、只だ楓樹晚蟬の吟ずるを聞く」という祖録の語句を一片の紙に書いて示した際、覚明はこれを見て豁然として省悟するところがあつたとされる。この語句は南宋初期に朗州(湖南省)武陵県の梁山観音禅寺に住した楊岐派の廓庵師遠(則公)が著した『十牛図』の「尋牛」に、師遠自身の偈頌として載るものである。⁽⁷¹⁾ すなわち、「尋牛」には「頌曰」として、

忙忙撥草去追尋、水澗山遙路更深、力尽神疲無処覓、但聞

出羽玉泉寺開山の了然法明について(佐藤)

楓樹晚蟬吟。

として載せられている。「尋牛」は師遠の『十牛図』の第一であつて初発心の位である。当時、すでに法明の席下でも『十牛図』の参究がかなり行なわれていたことが知られる逸話であつて、中国禅の素養が玉泉寺山内にも浸透していたことを示すものであろう。およそ、この師遠の偈頌を今日のこゝばで訳するならば、

心せわしく草を払い除けて追ひ尋ねると、川は広く山は遙かであつて、行く手の道はさらに深い。精も根も疲れ果てて、牛を求めようにも見当すらつかない。ただ、怪し気な楓の樹で秋蟬のかぼそい声(牛の鳴き声か)が聞こえるばかりである。

といった意味となる。牛とは禅の悟りとか本来の面目を譬えたものであり、「尋牛」ははじめて菩提心を起こし、参禅学道に志すさまである。いわば学仏道の奥深さを自覚する立場にほかならない。

省悟した覚明はただちに方丈に上り、法明に自らの所解を呈しようとする。法明は覚明が入室したさまを見るや、たちまち地爐の火筋(ひばし)を手にして背後を押さえ付け、「汝道え、火筋、今ま甚の処にか在る」と迫るのである。覚明は声に応じて「従来、和尚の手裏に在り」と答えている。この問答はあたかも『景德伝燈録』巻九「潭州澗山靈祐禅師」の章に載る、

二十三、遊江西參百丈大智禪師。百丈一見許之入室、遂居參學之首。一日侍立、百丈問、誰。師曰、靈祐。百丈云、汝撥鑪中火否。師撥云、無火。百丈躬起、深撥得少火、舉以示之云、此不是火。師發悟禮謝、陳其所解。

という「百丈夾火」の古則をすら連想せしめるものがある。かつて唐代の滄山靈祐（大円禪師、七七一―八五三）は百丈懐海（大智禪師、七四九―八一四）が炉中の火を拳似するのを見て大悟したとされるが、同じように火筋を自在に拈弄する法明の機敏な接化によって法明は徹底しているわけである。

法明は覚明の答えを聞いて初めて肯って「三十年後、天下人の舌頭を坐断すること在らん」と絶賛している。天下人の舌頭を坐断するとは、天下の人々の舌の根を押え込んでものが言えなくすることである。⁽⁷³⁾何人にも一言もいわせぬ力量を意味しており、法明が覚明の境涯を最大限に賛辞したことを意味しよう。

「孤峰和尚行実」に載るこの問答は、法明の晩年における貴重なことばが収録されている点で第一等の史料といつてよい。同時に法明が禅僧してもきわめて威厳と機微に富むすぐれた人物であった消息をいまに伝えるものであろう。そして、法明に学んだ覚明もまた運良と同じように後に瑩山禪師⁽⁷⁴⁾に参ずることになるのである。

このように法燈派と曹洞宗を結ぶ交渉史の上に法明の存在もあるわけであって、法明が出羽の地にあつて一つの勢力を形成していたことが改めて窺われよう。次代を担う運良や覚明のごときすぐれた人材を育成している事跡からしても、法明は一方の禅匠として学人接化にかなり抜きん出た禅者であつたと見なければならぬ。そして当然、出羽における法明の存在は、運良や覚明によって瑩山禪師やその門下など当時の北陸地方の曹洞禅者や紀伊由良を中心に展開していた法燈派の臨濟禅者らの間にも深く知れわたっていたはずである。

晩年の動静と示寂

ところで『洞上聯燈録』の法明の章には、法明が示寂する前後の動静としては、

一坐三十余年、足未嘗越門限。遂終于此焉。

というわずかな記述を伝えるにすぎない。すなわち、法明は玉泉寺に止住すること実に三〇年以上に及んだとされ、この間、一度として寺の門限を越えることがなかったという。足がまだまだ門限を越えなかったとは、久しく門の敷居を股がなかつたということであり、永平寺から戻った法明が再び玉泉寺から遠出をせずに、寺の伽藍維持と学人の育成さらに檀越への教化のみに尽力したことを意味しよう。

おそらく他地からの招請なども存したはずであろうが、法明は何れの地にも赴くことなく、東北出羽の大地に自らの後半生を捧げているわけである。法明が再び出羽の地を離れることのなかった理由は定かでないが、あるいはこの地の気候の厳しき、冬期の寒冷な日々が故国高麗のそれに近似していたためであったのかも知れない。

そして、ついに法明は玉泉寺に終焉したとされるから、玉泉寺山内の一角にその遺骨も埋められ、墓塔も立石されたことであろう。ところで法明が示寂した年時は何時であったのか。先の『洞上聯燈録』など諸史料にはこの点について何ら触れられていない。

すでに述べたごとく法明が文永四年に示寂したとする説はまったく成り立たないが、⁽⁷⁵⁾これとは別に当の玉川寺所蔵の『過去帳』の歴住の箇所によれば、

当寺開山法明弘性大和尚、宝治二天示寂五日へ申正月五日。

と記されている。これによれば、⁽⁷⁶⁾法明は宝治二年（一二四八）正月五日に示寂していることになろう。しかしながら、この説は先の文永四年示寂説以上に状況としては肯えなないものであって、これでは法明は来日した翌年に示寂したことになっってしまう。これを如何に解するべきかが問題となろう。

あるいはもともと玉川寺の寺伝としては宝治二年ではなく申年の正月五日ということのみが伝えられ、後世、開山法明

の示寂年時を寺で決定する際に宝治二年に配当したものでないかとも推測される。

法明は永仁年間（一二九三—一二九九）か正安年間（一二九一—一二九二）の頃までは着実に生存していたことが判明しているから、仮に申年とすれば、永仁四年（一二九六）丙申の正月五日当たりが妥当ということになろうが、孤峰覚明が法明に学んだのが永仁六年以後であることから、この説も取れないことになる。その後の申年となると実に徳治三年（延慶と改元、一三〇八）正月五日という計算になり、かなり年時が降ってしまふ感もある。しかしながら、徳治三年とはあたかも宝治二年とは同じ戊申の年の干支に当たっており、仮にこれが成り立つとすれば、後世の玉川寺の寺伝がまったく根拠のないものではなく、干支を丁度あたかも六〇年ずらして解釈していたことになるのではなからうか。

ちなみに瑩山禅師の師で道元禅師に学んだ加賀大乘寺開山の徹通義介（一二二九—一三〇九）が示寂するのは延慶二年（一三〇九）九月一四日のことであり、また同じく道元禅師に学んだ永平寺第四世の義演（？—一三二四）が示寂するのも正和三年（一二三二—一三〇四）一〇月二六日のことである。このほか、越前大野の薦福山宝慶寺の開山である寂円が示寂するのが正安元年（一二九九）九月一三日であり、肥後（熊本県）川尻の大梁山大慈寺の開山である寒巖義尹（法皇長老、一二二七—一三

〇〇）が示寂するのが正安二年八月二一日である事実などからしても、法明がこの時期まで存命していたとしても何ら不思議ではなからう。⁷⁷⁾

いずれにせよ、法明が徳治三年正月五日に示寂したとするならば、玉泉寺での活動期間は三〇余年どころでなく、実に五〇年以上にも及んだ計算になるわけである。すでに道元禪師が示寂してより半世紀余もの歳月が経過しており、無準師範が示寂して実に六〇年、師範に参じた多くの日本僧たちもこの世を去って久しいことからして、法明は年齢的にも相当の高齢に達していたものと見なければならぬ。義介は九一歳で示寂しているが、おそらく法明は師範との関わりからいっても、義介よりいくぶん年長であったものと見られ、来日して六二年目ということから、あるいは一〇〇歳近い世寿であったとも推測される。日本に同化し切ったであろう高麗僧法明の最期の消息が伝えられないことに一抹の寂しさを覚えるものである。

ところで法明の法を嗣いだ門人や門流はまったく知られず、『諸宗儀範』巻一「立宗伝来部」の「仏心宗祖」の「二十四流祖」の項目にも「案」として、

案南詢三十三師・東渡十六師へ除隠元師へ合有四十八祖。

（中略）法心・了然・道祐・天祐・樵谷・東伝・圭堂・無隱・

明叟・無得・秀崖十一師、並皆無嗣。

と記されている。法明も同門の法心や道祐をはじめ、大慧派の天祐思順（真観上人）、無準派下の樵谷惟僊、大慧派の東伝正祖、松源派の桂堂瓊林、幻住派の無隠元晦（法雲普濟禪師、？―一三三八）と明叟齊哲（？―一三四七）、大慧派の無得一、松源派の秀崖全俊（一般には大覚派下）らとともに法嗣が育成されず、その門流が後世に受け継がれなかった禅者として扱われている。⁷⁸⁾

しかしながら、法明の下には覚明や運良らすぐれた参学門人の存したことが知られ、また覚明の記事からすると、玉泉寺の法明の席下には叢林を形成するに足るだけの学人が参集していたらしいことが推測される。さらにつきに述べることく玉泉寺もしばらくは伽藍が維持されていたものらしいことから、法明にも名の伝えられぬ法嗣が存し、その系統が数代にわたり存続していた可能性も存しよう。

玉泉寺の変遷と南英謙宗

ところで、法明が開創した玉泉寺のその後の動向を伝える貴重な消息として、南英謙宗は『玉漱軒記』の冒頭に、

羽州路大泉莊国見玉川禪寺、文安丁卯春、属於鬱攸、乃掃灰燼、而僅造立、数年而復遇回祿。爾後、兎葵燕麦旅生、遂為荒穢矣。

という記述を残している。これによれば、国見の玉川寺すな

わちそれまでの玉泉寺は法明の示寂して後も連綿と堂宇を維持していたものらしい。しかし、文安四年（一四四七）春に玉泉寺が灰燼と帰し、わずかに堂宇を造立したものの、数年にして再び回祿に会い、その後は荒廃するに任されていたとされる。ともあれ、法明が示寂したと推測される徳治三年より文安四年の春に至るまで、玉泉寺が大泉氏の菩提寺としておよそ一世紀半あまりにわたり何らかのかたちで法統を継承していたと見てよいであろう。

そして、さらに『玉漱軒記』においては、

檀越大泉魁師（藤原右京亮淳氏）、視宗祖創業之地既属於荒穢、豈能無概然於心哉。越享徳癸酉秋遣使、就貧道而求其再興。固辞以七十諄眊。今年乙亥春、復遣一家之豪而強求之。義不克拒乃許之。其年秋八月、発錫赴之。

という記事がつづいており、玉泉寺再興の動きを伝えている。この点は謙宗の『耕雲種月開基年代并傑堂和尚行状及謙宗年譜私録』においても、

（享徳）三年甲戌、羽州三莊大泉曾師右京亮淳氏、見法明長老遺跡玉泉寺久属于蕪穢、常以為念矣。有時、遣一介而就謙宗求其再興。宗以老衰辞之。康正元年乙亥、春三月上澣、大泉師右京亮、復遣其華族前越後守高坂文遵、重求玉泉再興。宗雖老邁、感其志而許之。秋八月、輒披藁莽構小屋、名曰玉漱軒。軒前開池流泉活々、山門外有川、謂之

出羽玉泉寺開山の了然法明について（佐藤）

玉川、其源出於月山、其地名国見。旧称善見山玉泉寺、今改善為国、改泉為川、而称国見山玉川寺。蓋意欲本於其処而新起旧廢也。且夫、阿闍世王、此云未生怨、又呼為善見。母懷之日、已有惡心、遂弑父瓶沙王、故惡聞其名。二年丙子、夏四月、玉川本房造管、不日落成、今憶往昔。長清妄夢、頗亦有驗乎。長祿改元、三年丁丑、春二月下澣、宗歸越福地洞。法臘五十七、世寿七十一。二年戊寅、四月上澣、発足至羽玉川寺過夏。夏了、依旧婦種月。三年己卯、自四月廿四日病疾、至五月十九日寂。坐夏五十九、世寿七十三。塔于本山後矣。

あり、その間の事情がさらに詳しく窺われる⁽⁷⁹⁾。もちろん、この間の事情は『洞上聯燈録』の法明の章にも継承されており、簡略ながら、

文安四年丁卯春、寺嬰鬱攸都灰燼。州守淳氏、請越之耕雲南英禪師住之。拳其廢、改玉泉曰玉川。英嘗作玉漱軒記曰、開祖弘章法明禪師者、囊祖永平嗣子、洞山頭角也。貧道亦一派之劣孫也。故激揚玉川之流、而回既倒之狂瀾。蓋紀実也。

と載せられている⁽⁸⁰⁾。すなわち、『玉漱軒記』や『耕雲種月開基年代并傑堂和尚行状及謙宗年譜私録』によれば、享徳三年（一四五四）秋に出羽三莊大泉の領主であった大泉右京亮淳氏（大宝寺淳氏とも称する）が越後（新潟県）岩室石瀬の福地山種月寺の住持であった謙宗に対して、法明の開山になる玉泉寺

の再興を懇請しているわけである。⁽⁸¹⁾宗祖創業の地とあることから、祖先の大泉長氏ゆかりの祖跡を往時のごとく回復したい意図が大泉淳氏に存したことがわかる。

おそらく大泉淳氏が謙宗を拝請する背景には、法明が道元禅師に学んでいる事実、さらに謙宗がその道元禅師の流れに属する禅者であったことが大きく起因している。しかも謙宗が出羽と関わりを持つ以前に、すでに応永元年（一三九四）七月に師の傑堂能勝（二三五—一四二七）が出羽の地高坂に金沢山洞春院を開創している⁽⁸²⁾のであって、そうした縁故も大きかったものと見られる。

すでに七〇歳に達していた謙宗は老衰を理由にこの申し出を固辞したものの、淳氏が前越後守高坂文遵を遣わして重ねて切願したために、やむなくその申し入れを受諾し、康正元年（一四五五）秋八月に種月寺より錫を発して玉泉寺へと赴いている。そして謙宗は藜莽（草木の茂るさま）を拓いて小屋を構え、これを玉漱軒と名づけ、ついで八月下旬には『玉漱軒記』一篇を撰述している。『玉漱軒記』には謙宗がこの地の仏法を再興し、法明以来の祖道を恢興せんとする熱烈な志気や純粹な求道心が窺われる。

こうして謙宗はかつて法明が開いた善見山玉泉寺の山号・寺号を国見山玉川寺と改めており、⁽⁸³⁾以降は種月寺の本寺に当たる越後瀬波郡杜沢（いまの村上市）の靈樹山耕雲寺の直末と

しての歴史を歩むことになるわけである。

その後、謙宗は種月寺に帰ったものの、康正二年（一四五六）に再び玉川寺に赴いて夏四月には本房の造営に当たり、日ならずしてその落成を見るに至り、ここに荒廃した古刹を復興しているわけである。かつての玉泉寺開創より二世紀、開山の法明が示寂してより一世紀半近くを経過しての大事業であったわけである。そして、謙宗は最晩年の長祿二年（一四五八）まで精力的に種月寺と玉川寺の間を往来しており、種月寺とともにこの寺に寄せる謙宗の思いの内を知ることができる。

ちなみにこの謙宗の玉泉寺の中興についての記事は『玉泉寺縁起』にも、

悲哉、文安丁卯春、成_レ灰燼。同年当領主羽黒參詣之時、至_レ彼所、俄惱乱_レ荐也。悉_レ前後不審而仰_レ座觀、令_レ詫_レ法明之御影、伏_レ理而云。当寺既為_レ灰芥、不可_レ有_レ不_レ為_レ再興。藤原右京進、恐_レ答而為_レ請_レ名僧。幸越後村上耕雲寺之住有_レ種月和尚云僧、為_レ於_レ使者_レ乞_レ請_レ玉泉住寺。無_レ辭詞_レ而來着。則郡主開_レ喜悅眉。翌日造立。剩加_レ先領_レ被_レ奇_レ教厚領、咨頼母布哉。先徹豈_レ感受。倍々挑_レ法燈、洗_レ茂松柏杖、春雨湛_レ法水、夏螢燃_レ法火、秋風助_レ法音、冬霜吟_レ法現。訪_レ遺跡_レ誠_レ学窓之倫、追_レ日郡集、坐_レ禅面壁無_レ間、而室屋不_レ見_レ有人、共飛鳥忍_レ羽音、遊鳥忘_レ声而已。諸民之貴敬、云無_レ言葉、所謂種月經_レ三

夏_二帰_一越州_二給時、為_二遺証_一玉泉於改_一川事、月山之流滴玉川云故也。尔当寺依_レ為_二用水_一也。深奥之儀讚_レ之弥々高、古老之言仰_レ之弥々繁。聊所_レ及_レ愚意之旧記、見合認_レ之。

として受け継がれている。玉泉寺は文安四年の春に回祿に会って伽藍が焼失しているが、その年に領主の藤原右京進すなわち大泉淳氏が羽黒山に参詣する道すがら玉泉寺に立ち寄るのであるが、にわか病で前後不覚になり、座を仰ぎ見て法明の御影頂相に詫びを入れて玉泉寺を後にしたとされる。ところがまもなく玉泉寺が灰燼となったため、淳氏はその再興を発願するのである。そして、その淳氏が使者を遣わして中興開山に拝請したのが種月和尚すなわち謙宗であったわけである。

その申し出を受諾した謙宗が来着するや、翌日より伽藍の建設が着工されたと伝える。伽藍が整うに連れてしだいに玉泉寺には再び修行者が参集するようになり、謙宗は三夏を過ぎた後に越後へと帰るわけであるが、その際に『耕雲種月開基年代并傑堂和尚行状及謙宗年譜私録』と同じく遺証のために玉泉寺を玉川寺と改めたとされる。こうして以降、新たに玉川寺としての歴史がはじまることとなったのである。

ちなみに玉川寺はその後、謙宗の法嗣であった瑚海中珊（仲珊とも、一三九〇—一四六九）が第二世に就き、さらに第三世の洗溪種麟（？—一四八九）からその系統の人々が次第し、

法燈が継承維持されていくことになる。また今日、国の文化財名勝に指定されている玉川寺庭園は、謙宗が作庭したことにはじまり、正保二年（一四六五）に『玉泉寺縁起』を撰した羽黒山別当の天宥が改修したものとされている。

おわりに

以上、限られた史料ながら高麗僧法明のなした貴重なあとかたを窺ってみたわけであるが、法明の消息は辛うじて今日に残された感がある。法明は日本禅宗史上に際だった活動をした禅僧とはいいがたいものの、その三国に股がる国際的な偉業を残した足跡は尽せぬ興味を与えて止まない。法明はまさに鎌倉中末期を出羽に在って過ごしながらも、臨濟・曹洞両宗の始動を静観しつつけた人といえるだろう。

法明は入宋して無準師範に学んで本格的な宋朝禅を究めており、また永平寺にて道元禅師に参じてその示す正伝の仏法にも開眼していたはずである。実際に法明は覚明との問答で『十牛図』を用い、火筋を拈弄するなど、南宋の禅宗界の影響をかなり濃厚に持ち合わせていたものと推測され、立場としては純禅の系譜に属する人であったと見たい。

しかるにその反面、来日僧でありながら羽黒山の権現信仰を受容するなど、地元の諸信仰を無視することがなかったわけであり、この点は高麗僧法明の持つ特殊な一面として評価

されてよいものであろう。ただ、法明その人に関する史料が少なく、その禅風の具体的な面がなお曖昧なのが惜まれよう。

ちなみに玉川寺所蔵の『過去帳』の歴住の箇所には、開山の法明につづいて、ただちに中興の南英謙宗を挙げており、その間の住職の名を何ら伝えていない。したがって、この間に玉泉寺が如何なる禅者によって維持されていたかはまったく不明なのであるが、あるいはすでに述べたごとく法明の法統に連なる禅者が何らかのかたちで住持していた可能性も存しよう。

法明に参じた恭翁運良には『恭翁和尚語録』（または『仏林惠日禅師語録』の表題か）若干巻が存したとされ、同じく孤峰覚明にも『孤峰和尚語録』（または『三光国济国師語録』の表題か）といった表題と見られる四会録や『徹心録』という詩文集が存したとされる。⁽⁸⁵⁾ わずかに『徹心録』一卷は竜谷大学図書館に写本として存しているとされるが、⁽⁸⁶⁾ 他は何れも現存しておらず、その所在も知られないのが惜しまれる。おそらくこれらの著作の中には両者が若くして学んだ法明に関する何らかの記述も存していたものと推測される。さらに南英謙宗がいま少しその著述の中に玉泉寺の法明に関する詳細な事情を記していたならば、興味深い事実も判明したことであろう。

法明が日本に赴いて後、南宋軍と高麗軍を併合した元国の

連合艦隊による元寇（蒙古襲来）が起こり、その後、その南宋も元によって滅亡し、さらに高麗の地も激変の憂き目を見ている。そんな時代の大きな流れの中に南宋で学んだ高麗僧法明もまた翻弄されたといえるだろう。あるいは法明もまた越前大野の薦福山宝慶寺に生きた中国僧寂円と同じように生涯にわたり帰れぬ故国を思いつづけた人であったのかも知れない。出羽の地から日本海を挟んで遙か対岸の朝鮮半島の高麗国を祈願しつづけたであろう法明の姿が偲ばれる。

注

- (1) 木宮泰彦『日華文化交流史』においては、わずかに「第二章、入宋僧・帰化宋僧と文化の移植」の「来朝宋僧一覽表」に「高麗僧了然法明」として簡略な記載が存するにすぎない。それによれば、師僧は無準師範で、来朝年月は宝治元年（一二四七）となっており、住山は出羽玉泉寺、示寂の年月日は文永四年（一二六七）春とされ、典拠は『諸宗儀軌』『本朝高僧伝』となっている。『諸宗儀軌』とは『諸宗儀範』の誤りと見られるものの、いま一つの典拠である『本朝高僧伝』には法明の章は載せられていない。
- (2) 『元亨釈書』には無準師範の法嗣として、卷六に「松島寺法心」と「宋国普寧」を、卷七に「慧日山弁円」を、卷八に「宋国祖元」をそれぞれ載せているが、法明については何らの記載も存しない。
- (3) 南英謙宗（一三八七—一四五九）の著わした『玉漱軒記』は新潟県西蒲原郡岩室村石瀬の福地山種月寺の所蔵であり、『耕雲種月開基年代并傑堂和尚行状及謙宗年譜私録』や『鼓岳軒記』と合綴されており、『続曹洞宗全書』『続寺

誌」に収められて一般に知られる。晋の陸機(字は士衡、二六一―三〇三)の「招隱詩」に「山溜何冷冷、飛泉漱鳴玉」とあることに因む命名であり、山から滴る水が飛泉となつて石玉を洗い浄めているさまをいう。

(4) 『洞上聯燈錄』は『大日本仏教全書』第七〇・七一巻に所収されるものを使用し、「羽州玉泉寺了然法明禪師」の章は第七〇巻(三〇七a、b)に、「考証」の「了然章」は同(三一〇c、三一b)に存する。

(5) 大冥恵団は『宗門畧列祖伝』の「宗門畧列祖伝序」において、

列祖之伝也、大梗載於景德伝燈・正宗記・統伝燈・会元・会元統略・聯燈・普燈・嚴統・広燈・編年通論・仏祖通載・元亨釈書・延宝伝燈・本朝高僧伝・扶桑僧宝伝・正燈録等、昭々焉。而遺逸者亦不少矣。以故、雖有欲歴読列祖伝者、難得滿意。況如離僧者或難曉文義、或在寒鄉僻地、則不有便得書。或累之有懶惰之癖、見卷帙之重馳、愕爾卻退不讀之者衆焉。於此乎、撥草瞻風之徒、往々有不知列祖之事迹者。嗚乎、何以率由旧章乎。予也愚而且瞽、而竊思之不顧僭踰之辜、所謂自伝燈等之中、採摭本朝伝来四十六流列祖之伝、而畧綴之、如其遺逸者、考之於伝燈等他師之章、又搜索之於群籍、而僅得其實、以補苴之、令侍者惠然以国字書之、名曰本朝伝来宗門畧列祖伝。所冀、年少之沙弥、忘其言鄙之与杜撰、而時読之、以知先徳出家・入道・行脚・参扣・住持・為人・臨終等之大体、而以自省自策、而将来遊方之日、脚履実地、依明師朝参暮請、其精一也如猫之捕鼠、其不怠也如救頭然、各々為幹蠱之跳竈兒、能挑祖燈、以無辱爾之先、以光爾之後、云爾。

妙心開山国師二十一世之孫団大冥、於徳秀禪院謹

出羽玉泉寺開山の了然法明について(佐藤)

題。

と自ら記していることから、この『宗門畧列祖伝』を美濃(岐阜県)の鳳林山徳秀寺(いま大垣市新町)において撰していることが知られ、かなりの苦勞を経て史料を探り、一書にまとめたことを伝えている。おそらく恵団が史料の散逸していた状況で法明その他の章を載せ得るには多くの勞力が払われたことであろう。また刊記によれば、

為薦修山玄道居士・恭室貞順禪尼之冥福。笹野妙光禪寺隠退瞽杜多大冥、損百一之資以梓之。

文化六己巳夏、書肆(尾府玉屋町)永楽屋東四郎梓。とあるから、笹野の妙光寺で隠居の身となつた恵団がおそらくは両親(修山玄道居士・恭室貞順禪尼)の冥福のために版に起こしたことが知られ、現在、駒沢大学図書館に所蔵されるものは、文化六年(一八〇九)の夏に尾府(名古屋市)玉屋町の永楽屋東四郎(東壁堂)が刊行したものである。

(6) 大心義統の『諸宗儀範』二巻は東京大学史料編纂所に筆写本が存している。巻一は「立宗伝来部」として諸宗の日本への伝来について触れ、巻二は「僧階昇進部」として諸宗の僧階について触れている。その巻末に、

諸宗儀範二巻
大徳寺大心和尚撰。一日、自携来示余。余借得讀之。竜華道忠識。

安永七戊戌五月、大心祖損瞻写。

という識語が存している。これによれば、大徳寺の住職であった義統は『諸宗儀範』を撰述した後、自ら携えて妙心寺竜華院の無著道忠(一六五三―一七四四)に見せ、これを借用した道忠が筆写したものであることが知られる。そして、さらに安永七年(一七七八)五月に妙心寺大心院の祖損が筆写したものが今日に残されたわけである。ちなみ

- (6) 谷快天『朝鮮禅教史』(昭和五年、春秋社)などを参照。海印寺における『高麗再雕大藏經』の『祖堂集』印刻については、柳田聖山『祖堂集索引(下冊)』の「祖堂集」解題」に詳しい。
- (7) 晦然見明(一然とも、普覚国師、一二〇六一—一二八九)はほぼ法明と同時代であり、道号・法諱とも法明と似ているのが注目される。この人が法明と同門でもあれば興味深いものがあるが、これはまったくの推測でしかない。見明は慶州(慶尚北道)章山郡の金氏の出身であり、密陽(慶尚南道)の包山涌泉寺に仏日社を創めて禅教を広め、義興(慶尚北道)の華山麟角寺などに住したことが知られる。著に『普覚国師語録』二卷、『偈頌雜著』三卷、『祖庭事苑』三〇卷、『禅門拈頌事苑』三〇卷、『三国遺事』五卷などが存している。『朝鮮金石総覧』上巻に「高麗国義興花山曹溪宗麟角寺迦智山下普覚国尊碑并序」が載せられていることから、その詳しい足跡が知られる。なお、見明による『重編曹洞五位』二巻の編集については、志部憲一『重編曹洞五位』について(『宗学研究』第二八号)を参照。その後の曹洞禅者と高麗国との関わりとしては、明峰派の大智(一二九〇—一三六六)が帰国に際して高麗国に漂着し、彼の地の寺院などを参観して帰国したことが知られている。この点は拙稿「大智禅師の在元中の動静」(駒沢大学中国仏教史蹟参観団編『中国仏蹟見聞記』第七集)および鈴木格禅「祇陀大智と韓国寺院」(『印度学仏教学研究』第四二巻第一号)を参照されたい。また『弘化系譜伝』巻二「薩州皇徳寺無外禅師」の章によれば、
- 薩州皇徳寺無外禅師、諱円昭(昭作、照者非也)、高麗人也(良機曰「薩州良家子」者大謬也、今見「祖跡之緒」改焉)。不詳「師姓」矣。夙有「遠游之志」。後醍醐帝元亨二年壬戌、遙踰「滄海」而東到「本朝」、始謁「虎関於京之慧日、
- (8) 『玉泉寺縁起』については、曹洞宗宗宝調査委員会が平成三年九月一〇日に玉川寺を調査し、『曹洞宗報』平成五年六月号に報告したものを、同委員会ならびに所蔵者の玉川寺住職齊藤芳山師の許可を得て使用するものである。
- (9) 禅僧の法諱と道号の関係については、玉村竹二氏に「禅僧の法諱に就て」(『日本禅宗史論集』上に所収)や「禅僧称号考」(同前)および「禅僧の称号について」(『臨濟宗史』に所収)などの論考が存する。
- (10) 玉川寺所蔵の『過去帳』は、曹洞宗宗宝調査委員会で収録したものを、やはり玉川寺の許可を得て「歴代住職」の部分のみを使用するものである。
- (11) 高麗に関する研究としては、延世大学東方学研究所編『高麗史』(国書刊行会、昭和五二年)や朝鮮史研究会編『朝鮮の歴史』(三省堂、昭和四九年)などが存する。
- (12) 百済に関する研究としては、今西竜『百済史研究』(近沢書店、昭和九年)や坂元義種『百済史の研究』(塙書房、昭和五三年)などが存する。
- (13) 本土には「おおもとの土地」「本国」といった意味と、「この土地」「当地」といった意味がある。本国の意であれば日本のこととなり、当地の意であれば出羽または越後を指していることなるう。いずれにせよ、『宗門畧列祖伝』が法明を日本人であったとしていることに変わりはない。
- (14) 朝鮮半島における禅宗の流伝とその展開については、忽滑

尋訪正澄於相之瑞鹿、皆稱具法幢。頃我山主總持、道風高峻、雲侶無敢登其門者。元徳元年己巳春、師往参我山禪師。(後略)

とあり、峨山派の無外円昭(円照とも、一三一―一三八一)もやはり高麗国の出身とされ、早くから遠遊の志があつて日本に渡来したと伝えている。

(18) 径山については、『中国仏寺志』に収録される明の天啓四年(一六二四)原刊本『径山志』一四卷に詳しい。また古田紹欽「禅宗史上における径山の研究」(『季刊宗教研究』第二年第三輯、後に『古田紹欽著作集』第二卷に所収)に簡略に径山について触れている。ちなみに『径山志』卷二「列祖」の「仏鑑無準範禪師」の項によれば、師範は径山第三四代とされており、『扶桑五山記』一「大宋国諸寺位次」の「径山住持位次」においても「卅四、無準範禪師」と記されている。

(19) 五山十刹制度の成立については、石井修道「中国の五山十刹制度の基礎的研究(1)~(3)」(『駒沢大学仏教学部論集』第一三号~第一五号)を参照。

(20) 侍者徳如が撰した「大宋国臨安府径山興聖万寿禅寺住持特賜仏鑑禪師行状」は『東福寺文書』七に所収されている。

(21) 無準師範に関する考察としては、福嶋俊翁『大宋径山仏鑑無準禪師』(『福嶋俊翁著作集』第二卷に所収)も存するが、いまだ詳細な研究は少ない。

(22) 『大宋径山仏鑑無準禪師』の「法明了然」の項においては、別に弘章と号し高麗の人である。径山で仏鑑禪師の法を嗣ぎ、わが宝治元年(一二四七)来朝して、道俗の崇信を得、羽前玉泉寺の開山となった。(日本洞上聯燈録)と簡略に伝えている。ただし、典拠として『洞上聯燈録』によりながらも、道元禪師との関わりについてはまったく触れていない。

(23) ちなみに蘭溪道隆の場合も、『統群書類従』卷二二七「巨福山建長禅寺開山蘭溪和尚行実」によれば、

嘗聽東僧之盛称国光及禅門之草昧、常志游化。

とあつて、日本僧により日本の状況について知らされたといたとされる。詳しくは『泉涌寺史(本文篇)』「中世の泉涌寺(鎌倉時代)」の「四世月翁智鏡と来迎院」に、入宋した月翁智鏡(字は明観)が在宋中に道隆と関わりを持ち、道隆が日本の樵谷惟僊(塩田和尚)を伴つて来日した際にも泉涌寺来迎院に招いて旧交を暖めた消息が指摘されている。また玉村竹二「信濃別所安楽寺開山樵谷惟僊伝についての私見」(『日本禅宗史論集』上に所収)や高木宗監『建長寺史』などを参照。

(24) 齐明天皇(皇極天皇)については、阿蘇瑞枝「皇極(齐明)女帝」(『人物日本の女性史』二に所収)を参照。

(25) この飛鳥時代に活躍した百濟僧の法明尼については、ほかに『三宝絵詞』卷下、『今昔物語集』卷二一、『多武峰縁起』などに関連記事が存している。

(26) 維摩会は『維摩経』を講讀する法会のことであり、中国においても盛んに行なわれたとされるが、日本ではとくに先の法明尼の因縁によつて病氣平癒のために南都興福寺で毎年一〇月一〇日より藤原鎌足の忌日である一六日まで勤修されている。御斎会・最勝会とともに南京三大会の一つとなつている。詳しくは嗣永芳照「維摩会講師・研学暨義僧名索引」(『南都仏教』第三三三号)などを参照。

(27) 無準師範に学んだ日本僧については、玉村竹二「日本禅僧の渡海参学関係を表示する宗派図」(『日本禅宗史論集』下之二に所収)によれば、ほかに□能・覚琳という日本僧の名を載せている。なお、この点については本稿末尾の「無準師範の門流と日本禅の系統」の系譜を参照されたい。

(28) この頃の円爾の動向については、『東福開山聖一国師年譜』

に、

後深草天皇宝治元年丁未、師四十六歳。九月二十六日、野州長楽榮朝示滅。二年戊申、師四十七歳。筑州承天寺炎、師往筑州、謝国明喜師至、一日之中、剏殿堂十八宇。建長元年己酉、師四十八歳。三月十八日、仏鑑唱滅於径山退耕室。平元帥時頼へ最明寺殿、關巨福山一剏建長寺。師遣僧十員、行叢林礼。及乎平帥請隆蘭溪為第一世、隆与師書疏往來、数数不絶。師勸維那覺心へ心地上人へ入宋訪尋知識。

と記されており、宝治二年に筑前(福岡県)の承天能仁禅寺に赴いているのは、ほぼ東福寺に留まっていたものと見られる。また道隆とも書簡による道交を頻繁になしていたらしい。

(29) この頃の道隆の動向については、『統群書類従』卷二二七

「巨福山建長禅寺開山蘭溪和尚行実」に、

遂以淳祐六年、乘商舶著幸府、本朝寛元四年丙午也。乃入都城、寓泉涌寺之来迎院、又杖錫赴相陽。時了心踞龜谷山、隆掛錫於席下。副元帥平時頼、聞隆之来化、延居常楽寺、軍務之暇、命駕問道。平帥乃啓巨福之基趾、構大禅苑、請隆開山說法、東関学徒、奔湊行聴。

とあり、南宋の淳祐六年(一二四六)に來日して以降、建長寺の開山になるまでの消息が簡略に知られる。

(30) 出羽三山とくに羽黒山については、戸川安章『出羽三山と東北修験の研究』(『山岳宗教史研究叢書』第五卷)を参照。

(31) 禅宗とくに曹洞宗における神人化度の説話については、葉貫磨哉「洞門禅僧と神人化度の説話」(『駒沢史学』第一〇号)および広瀬良弘「曹洞禅僧における神人化度・悪靈鎮圧」(『禅宗地方展開史の研究』に所収)などを参照。な

(32) 南英謙宗は『玉漱軒記』において、

南面崧高維月山、轟々峩々巍然乎碧落、玉川之水出於其麓一矣。東南則羽黒権現神山、巖嵒峩々鬱、巨木老樹、雲遮霞掩、石磴逶迤、躡雲而登至於絶頂、翬然有靈廟、詣者肅然、寔精爽之地也。其麓則蜂房纒聯、不謂之富窟也。西南則藏王峯、青竜梵刹居之、即天台之派也。西北則逆沱浦、舟船都会之津也。浮三翼致十洲三嶋之珍貨、乃陸海珍藏也。北則鳥海山、崔嵬於海中、突兀於雲間、溪壑之銜々、大古之雪不消矣。其麓則北溟漫々一碧蘸天、海外渺々不知其所極焉。是軒外之境也、何鎖々局促於一庭之間耶。

(33) と語り、玉川寺玉漱軒をとりまく大自然の風光を愛ている。南に月山、東南に羽黒山、西南に蔵王峰、西に大泉府、西北に逆沱(酒田)浦、北に鳥海山がそれぞれ位置し、その雄大な出羽の勝景の中に法明もまた自らの居を定め、玉泉寺を草創した真意を知ることができよう。

羽黒山の本地は觀世音菩薩であるが、月山は阿弥陀如来、湯殿山は大日如来がそれぞれ本地とされる。出羽三山においては、羽黒山で觀世音菩薩に現世安穩を祈って後生極楽・往詣浄土を修め、月山で阿弥陀如来より未来成仏の確証を得、さらに湯殿山の大日如来によって即身成仏の悟りを得ることができるとされる。

(34) 大場秀弘・藤原岳良編『曹洞宗在內寺院歴代和尚伝燈史録』(昭和五六年一月刊)での「国見山玉川寺」の項では、開創年代を天福元年(一二三三)とし、開基を了然法明、

本尊を聖觀世音菩薩、開山を南英謙宗としており、改宗前開基名の箇所に「元・善見山玉泉寺と号す」と記している。しかしながら、玉泉寺が天福元年に開かれたという根拠が何に基づくのかは定かでない。

(35)

無準師範の示寂年時と世寿については、一般に淳熙五年(一一七八)に生まれて淳祐九年(一二四九)三月一八日に世寿七十二歳で示寂したとされている。しかしながら、『仏鑑禪師語録』卷一「住臨安府徑山興聖万寿禅寺語録」の「結夏上堂」において、師範は自ら「山僧淳熙四年生、経今六十五歳。本命丁酉酉生人」と述べており、また徳如の撰した「大宋国臨安府徑山興聖万寿禅寺住持特賜仏鑑禅師行状」においても「世生於淳熙四年丁酉六月初五日」と記されることから、淳熙四年(一一七七)丁酉六月五日生まれで、淳祐九年己酉三月一八日に示寂し、世寿は七三歳であったとするのが正しいであろう。なお、村上博優「へ仏鑑円照禅師無準師範大和尚」万年正統院址・円照塔院址についての考察(昭和六二年刊)にも近年の径山調査報告がなされている。ちなみに法明が玉泉寺に正式に開堂入寺した建長三年三月一八日とはまさに師範の三回忌の命日に当たっていることになろう。

(36)

道元禅師の鎌倉行化については、ほぼ『三大尊行状記』や古写本『建撕記』などの中世史料から江戸時代の道元禅師関係の史料までが一応に史実として扱っている。詳しくは納富常天「道元の鎌倉行化について」(『駒沢大学仏教学部研究紀要』第三一号)や伊藤秀憲「道元禅師の鎌倉行化と遺偈」(『駒沢大学仏教学部論集』第二二二号)および拙稿「道元禅師の鎌倉行化とその周辺」(『駒沢大学仏教学部論集』第二二二号)などを参照。

(37)

晩年の道元禅師が規矩面を重視した消息については、菅原昭英「道元僧団の社会的性格(1)(2)―永平寺住侶制規の史料

出羽玉泉寺開山の了然法明について(佐藤)

(38)

的検討」(『宗学研究』第二九・三〇号)を参照。道元禅師と蘭溪道隆との書簡を載せる史料としては、古写本『建撕記』や訂補本『建撕記』のほか、『永平仏法道元禅師紀年録』『宝治元年』の項、『洞上諸祖伝』卷一「永平寺道元禅師伝」や『洞上聯燈録』卷一「越前州吉祥山永平寺道元禅師」の章、『日国洞上初祖永平開山和尚実録』などがあり、ともに抜粋・省略したかたちとして収録している。なお、前出の納富常天「道元の鎌倉行化について」では両者の書簡を肯定的にとらえているが、鏡島元隆「永平道元と蘭溪道隆」(『道元禅師とその周辺』に所収)では、大久保道舟『へ改訂修補』道元禅師伝の研究』が両者の書簡の交渉を一片の捏造説として退けている説を受けて、やはり否定的な見解を述べている。

(39)

道元禅師の在宋中における師範の動向としては、『無文印』卷四「行状」の「径山無準禅師行状」に、三年京師諸禅以焦山拳師。密院筭奉化津遣、師不赴、再筭乃行。期年遷雪竇。三年被旨移育王。又三年、嵩少林散席径山、朝命以師補処。

とあり、また徳如が撰した「大宋国臨安府徑山興聖万寿禅寺住持特賜仏鑑禅師行状」においても、而然鎮江焦山虚席、大丞相衛王史、主盟仏法、移師主之、三請而後行。又遷慶元之雪竇、法席大振。会育王闕主首、大丞相集賛下諸山公拳、皆曰非師不可遂。得旨而往。至則安衆行道之余、修弊起廢、樓閣耽耽拳寺為之一新。

とあることから、明州奉化県の雪竇山資聖禅寺(十利第五位)から明州鄞県の阿育王山広利禅寺(五山第五位)に遷住する期間に相当していることがわかる。伊藤秀憲「仏鑑禅師語録」の上堂年時考―宝慶三年如浄示寂説を確かめる―(『駒沢大学中国仏教史蹟參觀団編『中国仏蹟見聞記』第

七集)によれば、師範は嘉定一六年(一二三三)に鎮江府(江蘇省)丹徒県の焦山普濟禪寺に住し、その年の一二月に雪竇山資聖禪寺に遷住しているらしく、その後、宝慶元年(一二二七)春から紹定元年(一二三二)解制罷まで阿育王山広利禪寺の住持を勤めている。師範の阿育王山入寺については近隣の諸寺の住持も挙げて師範を新命住持として推挙したとされるから、天童山の如浄もこれに関わっていたものと見られる。当然、在宋中の道元禪師にとっても新たに臨峰の大刹の住持となった師範の存在は看過し難いものが存したはずであろうが、残念ながら道元禪師の著述には師範に対する言及は見られない。

(40) 最晩年の道元禪師の消息として、病床の中で、建長五年(一二五三)正月六日に『正法眼蔵』「八大人覺」の巻の垂誠をなし、七月一四日に永平寺の住持職を懐契に譲与し、さらにこの時期に義介に対しても『永平室中聞書』(『御遺言記録』とも)に見るごとき遺誠をなしている。その後、八月五日に上洛の途に就き、京都高辻通西の洞院に存したとされる俗弟子寛念の館にて療養に努めたものの、八月二八日に意図むなく五四歳の生涯を終えている。

(41) 義宣寺とはおそらく越前(福井県)の白麓山義宣寺のことと見られ、現在、勝山市栄町に存している。この寺は寂円派の祚玖(一一三一一一六一〇)が永平寺第一九世として天正五年(一五七七)に開創した永平寺直末寺院であり、その第六世に竹峰広嫩(または齡嬾)の名が見い出せる。この広嫩がいまいう竹峰磨のことであろうが、残念ながらこの人が編したとされる『宗派図』については、秀恕が閲覧し得たにもかかわらず、その後の消息が定かでない。ただ、状況からして、この広嫩の『宗派図』は秀恕の『日本洞上宗派図』に活かされ、かなりのかたちで継承されているものと推測される。ちなみに岡田宜法『日本禅籍史論』

上巻「延享時代に於ける宗典概況」によれば、秀恕師は寛永年間に竹峯師の「永平祖派図」を補訂して「日本洞上宗派図」と名けて梓行されたことが「曹洞宗全書」の会報に見へる。

と記されており、『日本洞上宗派図』は竹峰広嫩が寛永年間(一六二四—一六四三)に編した『永平祖派図』を訂補したものであるとされる。ちなみに玉村竹二氏は「臨濟宗の宗派図各説」(『日本禅宗史論集』下之一に所収)の「結語」において、曹洞宗関係の永平下全般に互る宗派図の一つに竹峰広嫩撰『達磨大師宗派次第』の写本の存在を伝え、上野毛呂氏所蔵として挙げており、これがおそらく『永平祖派図』に当たるものと見られるが、現在のところ未見である。

(42) 『日本洞上宗派図』二巻は嶺南秀恕の編集になり、現今、鎌倉の松ヶ岡文庫や駒沢大学図書館などに写本が存している。秀恕は自ら延享元年(一七四四)九月に跋文を付しており、『洞上聯燈録』とは姉妹編をなすものといえる。

(43) 大久保道舟『道元禪師伝の研究』「僧団結成とその会下の僧衆」の「法明」の項(二四七—二四八頁)では、『玉漱軒記』や『洞上聯燈録』が法明を道元禪師の法嗣と記しているのを筆者の誤解であるとして、単なる参学門人にすぎなかったと断定している。

(44) 中世古祥道『道元禪師伝研究』(三〇一頁)では、然し、禅師の法嗣になるといふ法明では、古伝には全くなく、又、考えられ難いものである。その門下の一人としてさえ、古伝に伝えるものがなく、たとえ『玉漱軒記』の古記から窺わせるとしても、大きく疑いのもたれるものである。

と記しており、法明が道元禪師に参じた可能性をほぼ考えられ難いものとして否定している。

(45) 師範と如浄との関わりについては、拙稿「如浄禅師示寂の周辺」および伊藤秀憲『仏鑑禅師語録』の上堂年時考―宝慶三年如浄示寂説を確かめる―を参照。

(46) 寂円については、拙稿「宝慶寺寂円禅師について」(『曹洞宗研究員研究紀要』第一八号)や拙稿「寂円」(『曹洞宗宗学研究所編『道元思想のあゆみⅠ―鎌倉時代』「第二部」に所収)などを参照。

(47) 面山瑞方は『日国洞上初祖永平開山和尚実録』において、蓋師平生重許可、故嗣法弟子、僅懷井・僧海・詮慧・尼了然へ号法明、高麗国人。久参師得法、後住羽州之玉泉。本録中有示之法語二篇、四人而已。と述べており、道元禅師より法語二編を受けた了然尼を法明と混同している。しかも了然を法諱とし、道号を法明としているのであるから、二重の誤りを犯していることになる。ちなみに『訂補建徳記図絵』巻下「附録」の「祖席旧参」においては、「了然比丘尼」と「玉泉法明」の名を別々に挙げているから、この時点では瑞方は両者を明確に別人と理解していたことが知られる。

(48) 『道元和尚広録』の門鶴本と流布本との相違については、鏡島元隆『永平広録考』(『道元禅師とその周辺』に所収)を参照。

(49) 袋井市可睡齋に所蔵される「示了然道者法語」は道元禅師真筆と伝えられ、『曹洞宗全書』「宗源下」に「承陽大師法語拾遺」の(7)に収められている。奥書に「辛卯孟秋、住安養院道元示」とあるから、寛喜三年に道元禅師が山城深草の安養院に住していたことを証する史料としても貴重である。

(50) 明全の門人の廓然については、菅原昭英「道元僧団における遺偈」(『宗学研究』第三一号)と拙稿「仏樹房明全伝の考察」(『駒沢大学仏教学部研究紀要』第四九号)を参照。

(51) 道元禅師の示寂前後の動静については、石川力山「道元禅師滅後の永平寺僧団について―御遺言記録』の史料価値―」(祖山傘松会編『懷契禅師研究』に所収)や中世古祥道「道元禅師の示寂地について」(『宗学研究』第二七号)などを参照。

(52) 『山形県史』第一巻「中世の宗教と文化」の「禅宗の伝播」の「曹洞禅」(八五八頁)には、法明について、県内における曹洞宗の初伝は、建長三年三月高麗僧了然法明によってである。了然は羽黒山に詣で、羽黒山の入口善(国)見村に禅寺を建立して玉泉寺と名づけた。彼がのちに北越の道元に参禅して帰ると、庄内の人々はこぞって帰敬し、大泉荘地頭藤原(武藤)氏も寺領を寄せた。

(53) と簡略にその足跡を伝えており、とくに山形県における曹洞宗の初伝として法明の活動をとりえている。大泉長氏については、『吾妻鏡』「建長二年八月十五日」の条に、

八月十五日戊申、鶴岳放生会也、將軍家有御出之儀、云々。

とあり、「随兵」の「後陣」の中に「大泉九郎長氏」の名が見られ、鎌倉御家人の一人として活躍していたことが知られる。

(54) 大泉荘とは出羽国田川郡を中心に赤川流域の庄内平野一帯に広がる荘園で、平安末期から室町初期まで一貫して長講堂領であったらしく、現在の山形県鶴岡市・藤島町・三川町・羽黒町・榎引町などがその荘域に当たっている。すなわち、建久二年(一一九一)一〇月の『長講堂領目録』に「大泉」の名が見えるのが最初とされ、応永一四年(一四〇七)の『長講堂領目録』では年貢として砂金一〇〇両・馬二疋を出す定めとなっていることから、かなりの大荘で

あったことが知られるものの、その明確な莊域などは定かでない。一に庄内という地名も大泉荘内の意に因むともされるが、明確な根拠はない。鎌倉時代には大泉氏（後の大宝寺氏）が地頭を勤めている。清水正健編『莊園志料』巻下を参照。

(55)

『山形県史』第一巻の「鎌倉幕府と出羽国」の「地頭の文化事業」(六〇一頁)には、

大泉荘の地頭大泉九郎長氏は高麗の僧了然法明に帰依して、玉泉寺の諸堂宇を建立、寺田を寄進した。宋の徑山無準のもとで学んだ了然が羽黒山麓国見にいたり庵を結んだのは建長三年(一二五一)のことであり、そののち了然が越前永平寺の道元に学んだ期間を計算に入れれば、大泉氏による伽藍造営は建長の末年あるいは康元・正嘉の頃ということになるか。羽黒の門前ともいうべき立地をしめ(羽黒登山の旧道は国見を通る)、羽黒の宗教的傘下にありながらも、玉泉寺の宋風禅は異国情緒豊かな新しい文化の薫りを庄内にもたらしたのであった。

(56)

とあり、大泉長氏による外護と伽藍造営、法明による大泉玉泉寺での新たな活動を考察している。

栗野俊之「戦国期における大宝寺氏権力の性格―上杉氏・土佐林氏との関係を中心として―」(山形史学研究会編『山形史学研究』第一九号)の「一、鎌倉期～室町期における大宝寺氏・土佐林氏の動向」には、大泉長氏による玉泉寺の伽藍造営に触れた上で、

ところで、私は玉泉寺の地理的な位置に注目してみた。玉泉寺のある国見は羽黒山麓にあり、羽黒山の門前という位置を占めていた。国見より羽黒山に近い手向(現羽黒町手向)には、すでに南北朝期には羽黒山によって市が立てられており、また「羽黒山睡中間答并縁起」

(57)

には「三番千勝寺、六百坊從池頭国見マテナリ」と見え、池頭(現羽黒町手向字池頭)から国見まで、千勝寺の坊舎六〇〇が散在していたという。このように、国見は羽黒山の強い影響下にあった地であった。了然がここに庵を結んだのは偶然のことであったが、大泉長氏が田地を寄進し、玉川寺の伽藍造営に積極的に尽力したのは、鎌倉新仏教の新蘇な文化的薫りをただよわせる了然の教えだけによるものではなく、大泉氏の民衆把握の方向性と宗教的権威を誇る羽黒山に一定の権力の楔を打ち込むことを意図したものと思われる。

という興味深い考察をなしており、その背景に法明による新しい禅の息吹を巧みに利用せんとした大泉氏側の立場を推測している。

兀庵普寧の来日と帰国については、『続群書類従』巻二二六「東巖安禅師行実」に、

兀庵寧禅師、宋慶元三年誕生、本朝正元元年入朝。文永二年歸唐、六十九歳。宋徳祐二年、示寂于温州江心竜翔禅寺。住世満八十歳。相_二当本朝建治二年十一月廿四日_一也。

とあり、その年時が明確に知られる。また普寧の生没年もこの史料によって詳細に判明し、慶元三年(日本の建久八年、一一九七)に生まれ、建治二年(南宋の景炎元年、一二七六)に示寂したことが確かめられる。

(58)

無学祖元の来日と円覚寺の開創の経由については、『仏光円満常照国師語録』(略して『仏光国師語録』とも)巻九末に靈石如芝撰「無学禅師行状」と用潜覚明撰「無学禅師行状」と掲俣斯撰「仏光禅師塔銘」と無象静照撰「仏光禅師行状」と東陵永瓊撰「大日本国山城州万年山真如禅寺開山仏光無学禅師正脈塔院碑銘」および中山法頼編集「仏光禅師塔銘」などが存し、詳しい事情が知られる。

(59)

出羽の慈雲山資福寺と大休正念・紹規との関わりについては、『大休和尚語録』（『念大休禅師語録』とも）「偈頌雜題」に「付資福紹規長者法衣一偈」が、また同「小仏事」に「付資福紹規長老法衣」が存しており、ほかにも同「自讚」に「為紹規首座一讚」が、同「法語」に「示紹規藏主」がそれぞれ見出し出せる。ただし、玉村竹二『五山禅林宗派図』の「仏源派」の項においても、正念の法嗣に紹規の名は載せられていない。ちなみに資福寺については、『扶桑五山記』一「日本禅院諸山座位次第事」「諸山」の「出羽州」にも単に「資福禅寺」と記されるにすぎない。資福寺はもと出羽米沢の地にあったが、後に宮城県仙台市北山町（青葉区北山）に移されており、現在は臨済宗妙心寺派に属している。

(60)

円福寺（瑞巖寺）と法心については、鈴木常光『法身覚了無一物―法心禅師真壁平四郎の生涯―』（新読書社刊）が存する。

(61)

宝珠山立石寺（山寺）は比叡山の円仁（慈覚大師、七九四―八六四）を開山とする天台宗の古刹であったが、鎌倉時代に院主・別当職を幕府が直接に任命する関東御祈禱所の一つに列せられ、その際に北条時頼によって臨済宗に改宗されて宝珠山阿所河院立石禅寺と改められたとされる。その後、鎌倉幕府の滅亡とともに天台宗に復して現今に及んでいる。この寺の史料目録については山形県編『山形県史料所在目録』第五集に収録されている。

(62)

運良の「大日本国越中州黄竜山興化護国禅寺開山勅賜仏林恵日禅師行状」と「越之中州黄竜山興化護国禅寺開山勅賜仏林恵日禅師塔銘并序」は、東京大学史料編纂所所蔵『名僧行録』一に収められている。とくに「仏林恵日禅師塔銘」は『統群書類従』第九輯下（巻二三〇）などに載せられており、「仏林恵日禅師行状」は『富山県史』『史料編Ⅱ

(63)

中世』（二三三頁以下）に活字化されている。ちなみに『名僧行録』は五巻よりなり、現在、東京大学史料編纂所にその筆写本が所蔵されている。これは矢部常倫・青山景通・堀田幸正・目賀田謙ら各氏の筆になり、「明治二十二年一月、塙正韶蔵書ヲ写ス」と記されているが、もとの塙正韶氏の蔵書が如何なる伝承を持つものであったのかは、現在のところ未詳である。

『統群書類従』第九輯上（巻二二七）の「鷲峰開山法燈円明国師行実年譜」に、
壬寅、仁治三。師三十六歳。依三城南深草極楽寺元和尚、受菩薩戒。元入宋時、從三女童淨和尚相伝之血脉也。
元乃永平開山仏法上人也。

(64)

とあり、覚心が仁治三年（一二四二）に深草極楽寺の道元禅師の下で「仏祖正伝菩薩戒」を受けていることが知られる。その原本は伝えられないものの、覚心が正応三年（一二九〇）九月一〇日に心瑜に附した道元禅師相伝の「授覚心戒脈」ならびに奥書が写しとして大分県東国東郡国東町の妙徳山泉福寺に所蔵されている。

瑩山禅師と運良との関わりについては、東隆眞『瑩山禅師の研究』に「恭翁運良」（二七頁―三七頁）として詳しい考察が存している。なお、その考察の中で東氏は法明を道元禅師の法嗣とする立場を一応は認めている。

(65)

広瀬良弘「越中における五山系禅院の隆盛と臨済宗法燈派の展開」（『禅宗地方展開史の研究』に所収）の中の「臨済宗法燈派の越中進出」および『富山県史』『通史編Ⅱ中世』の広瀬良弘担当「中世越中における禅宗の展開」の「五山系禅院の隆盛と法燈派の展開」に、恭翁運良を中心とする門下の越中（富山県）での活動が考察されている。なお、これらの論考の中で広瀬氏は、

恭翁運良は羽州の出身で、羽州玉泉寺の開山了然法明の

もとで出家した。了然は高麗の人で、宋国に行き、無準師範に参じ、日本に渡来して、羽黒山に詣し、のち玉泉寺を建立し、建長三年(一二五一)には晩年の道元にも謁している人物であった。了然は曹洞宗では道元の弟子として扱われているほどの人物であるから曹洞宗に親しみをもっていたことであろう。おそらく彼の勧めであろうか、能登永光寺開山の瑩山紹瑾に参じ、曹洞宗の宗旨を学んだ。

と法明の立場を規定しているが、師範の法嗣とも道元禅師の法嗣とも断定していない。ただ、法明と瑩山禅師との間に何らかの関わりが存したらしいことを指摘している点は注目される。

(66)

覚明に関する史料は東京大学史料編纂所所蔵の『三光国師行実并碑銘』『雲樹寺旧記』によったものである。『三光国師行実并碑銘』には「孤峯和尚行実」「国済三光国師塔之銘」「雲樹開山国師画像之讚」「雲州瑞塔山天長雲樹興聖禅寺開山兩朝特賜国済三光国師碑銘」を収めている。『雲樹寺旧記』にも「孤峯和尚行実」や「国済三光国師塔之銘」を収めている。

(67)

ただし、『雲樹寺旧記』や『三光国師行実并碑銘』に収録される明代初期の大慧派の懶庵廷俊(字は用章、一二九九—一三六八)が撰した「国済三光国師塔之銘」には、覚明が法明に参学したことを記していない。

(68)

ちなみに正徳二年(一七一二)八月二四日に前任神京正法山妙心禅寺嗣祖比丘の無著道忠(一六五三—一七四四)が撰した『雲州瑞塔山天長雲樹興聖禅寺開山兩朝特賜国済三光国師碑銘』によれば、

一日辞燈遊方。聞羽州法明有道老宿、乃往参見。帰堂之後、惕勵忘寝食、至憫然不覺事。時時為隣單僧所点醒。有僧戲書其面前曰、力尽神疲無処覓、只

聞楓樹晚蟬吟。師一見有省、急趨方丈、欲呈見解。明見其来、忽抱炉中火筋、在甚处。師応声云、元来不離和尚手裏。明歎曰、此子三十年後、坐断天下人舌頭去在。又起單、趨雲巖、而見高峰、上横嶽而礼南浦。

と記されており、やはり「孤峯和尚行実」の記事を受けている。

(69)

『昭和編輯』靈昭余光(瑞塔山雲樹寺縁由沿革略記)の「靈昭余光・雲樹寺縁由沿革略記」によれば、

(法燈円明国師ニ)請益スルコト三年、遂ニ玄奥ニ至ル、乃チ其法ヲ嗣ギ、辞シテ行脚シ、高峰ニ雲巖ニ謁シ、南浦ニ横嶽ニ見ヘ、更ニ羽州ノ法明和尚ノ座下ニ至リ、寢食ヲ忘レテ参禅シ、其印可証明ヲ得。去テ信州ノ深山ニ隠レ、只管打坐シテ聖胎ヲ長養シ(後略)。

とあって、「孤峯和尚行実」とは逆に高峰頭日や南浦紹明に学んだ後に、羽州の法明の席下に投じて印可証明を受けたことになっている。

(70)

覚心の示寂前後の消息については、『統群書類従』卷二二七「驚峰開山法燈円明国師行実年譜」に、

丁酉永仁五、師九十一歳。五月二日、思遠菴卵塔上梁、師住持幹事心開。五月三日、護国寺上梁。六月十八日、落慶地鎮。師自染筆書梵漢字。此寺叔建者、為報無門和尚鴻恩、擬西湖行在靈洞護国寺。故以仏眼禅師為開山祖、而師為二世。大殿安十一面觀音立像、師開光明背書種字、以為母堂妙智造愛染、安上地堂鎮安寺門。戊戌永仁六、師九十二歳。四月十一日、微恙不食、縞白省問、続々不絶。至三月末、輕安。二十四日、西方寺規法七箇条記之、為遺誡。十月十三日、從旦至夕焉、僧俗对機激勵、至子時、肅歛威儀、端坐寂然。侍僧請問、師告終歟。師諾、泊然而逝。停龕

八日、凝然不_レ動、氣兒如_レ生。闍維得_三五色舍利_一無_レ算。世寿九十二。僧臘六十四。依_三慈願記_一、乃僧臘七十四。塔于_三本山_一、庵曰_三思遠_一。乃思_三慕廬山遠公_一之謂也。へ宋竹友揮_三享鷲峯山思遠庵之六字_一。

とあり、永仁六年一〇月二三日に示寂していることが知られる。覚明がこのときまで覚心に師事していたのであれば、示寂後に出羽に赴いたともとれるが、覚明の史料に覚心の葬儀のことが伝えられていないことから、おそらくは覚明は覚心の病状が悪化する以前にはその席下を辞しているのではなからうか。

(71) 『十牛図』については、梶谷宗忍・柳田聖山・辻村公一『信心銘・証道歌・十牛図・坐禅儀』（禅の語録16）を参照。とくに辻村公一「十牛図」について「および柳田聖山『解説』の「十牛図（牛飼いの絵とうた十章）」に詳しい。

(72) この機縁は『宗門聯燈会要』巻七「潭州大瀉靈祐禪師」の章や、『五燈会元』巻九「潭州瀉山靈祐禪師」の章にも載せられている。

(73) 『景德伝燈録』巻二二「鎮州臨濟義玄禪師」の章に「黄蘗曰、不_レ然、子但将去、已後坐_三断天下人舌頭_一在」とあり、『鎮州臨濟慧照禪師語録』（略して『臨濟録』）「行録」にも「黄蘗云、雖_三然如_レ是、汝但将去、已後坐_三卻天下人舌頭_一去在」とある。坐断は挫断と同じで、完全否定する意であり、「押え込む」「断ち切る」ことである。坐却も「砕く」「へし折る」の意でほぼ同義である。

(74) 覚明と瑩山禪師との関わりについては、東隆眞『瑩山禪師の研究』の「永光寺会下の学徒」に「孤峯覚明」（二一八頁〜二二二頁）として詳しい考察が存している。

(75) 木宮泰彦『日華文化交流史』第二章入宋僧・帰化宋僧と文化の移植」の「来朝宋僧一覽表」の「了然法明」の項によれば、如何なる伝承に基づくものか知らないが、法明は

文永四年の春に示寂したとされている。

(76) 玉川寺に所蔵される『過去帳』の中でも、正徳三年（一七一三）より寛保三年（一七四三）までの戒名を収録した、おそらくは第二九世の竜睡是穩（？―一七四四）か第三〇世の囊寛舒錦（？―一七五八）がまとめたと思われる『過去帳』では、

当時開山法明弘性大和尚、宝治二天示寂五日。へ申正月五日。

と記されている。ただし、ここでは「申正月五日」の部分には別筆で右横に補筆されている。また第三二世の宅英梅禅（沢恵とも、？―一七八一）が書いた『過去帳』では、

当寺開山弘性法明大和尚、宝治二天示寂、五日。と伝えているが、ここでは「宝治二天示寂」の部分が別筆である。

(77) 義介の示寂年時については、『三大尊行状記』「大乘開山義介和尚行状記」の章（『三祖行業記』「三祖介禪師」も同じ）と『義介和尚喪記』あるいは『仏祖正伝記』「三祖賀州大乘開山義介禪師」の章などによるが、義演の示寂年時を含めて『永平寺史』上巻を参照されたい。また義尹の示寂年時については『統群書類従』第九輯上の「寒巖禪師略伝」などにより、さらに寂円の示寂年時については前出「宝慶寺寂円禪師について」を参照されたい。

(78) 玉村竹二『五山文学―大陸文化紹介者としての五山禅僧の活動―』（日本歴史新書）の「五山派」の項には、日本禅の二十四流・四十六流（伝）のみでなく、五十九流（伝）を含めて総合的な分類・整理がなされている。

(79) 南英謙宗に関する伝記史料の研究としては、竹内道雄「南英謙宗及び傑堂能勝の伝記史料Ⅰ」（『長岡工業高等専門学校研究紀要』第三巻第一号）が存する。また同じく竹内道雄「南英」（曹洞宗宗学研究所編『道元思想のあゆみ2へ南

北朝・室町時代』「第二部」に所収)も参照。
『新編会津風土記』卷三二に所収される会津(福島県)天

寧寺の「第二世南英行状」においても、

享徳三年甲戌、羽州三荘大泉僧師右京兆淳氏、見法明
長老遺迹玉泉寺久属于蕪穢、常以為念矣。或時、遣
一价而就謙宗、求其再興。宗以老衰辭之。康正元
年乙亥、春三月上澣、大泉僧師右京兆、復遣其華族前
越後守高坂文邁、重求玉泉再興。宗雖老邁、感其志
而許之。秋八月、趣玉泉、輒披藜莽、構小屋、名玉
漱軒。軒前開池流泉活々、山門外有川、謂之玉川、其
源出於月山、其地名国見。旧称善見山玉泉寺、今改
善為国、改泉為川、而称国見山玉川寺。蓋意欲本
於其処而新起旧廢也。且夫、阿闍世王、此曰未生
怨、又呼為善見。母懷之日有惡心、遂弑父頻婆娑羅
王、故惡聞其名。二年丙子、玉川本房、不日落成。
長祿元年丁丑春二月下澣、宗歸于越福地洞。三年戊寅
夏四月上澣、発足至羽玉川寺。過夏。夏了依旧帰于
種月。三年夏四月念四日病疾、至五月十九日寂。夏臘
五十九、世寿七十三。塔于本山後矣。
とほぼ同文の内容を伝えており、これは明らかに『耕雲種
月開基年代并傑堂和尚行状及謙宗年譜私録』の記事をその
ままに受けるものである。

(81) 前出、栗野俊之「戦国期における大宝寺氏権力の性格―上
杉氏・土佐林氏との関係を中心として―」によれば、室町
期から戦国期の頃には大泉氏(後に大宝寺氏と名乗る)
は、上杉氏の地頭代官として現地支配を維持していたらし
く、庄内地方と越後との関係が深くなっている。大泉淳氏
が謙宗を招いて玉泉寺を中興せしめ、玉川寺と改めるの
も、やはり越後との関係で考えるべきものとされる。

(82) 傑堂能勝による洞春院開創の経由については、洞春院所蔵

の侍者慶字記「傑堂能勝和尚大禅師行実録」に載せられて
いる。簡略には拙稿「傑堂」(曹洞宗宗学研究所編『道元
思想のあゆみ2(南北朝・室町時代)』「第二部」に所収)
を参照。

(83) 謙宗は山寺号を改めた理由を『玉漱軒記』において、

其山旧名善見。善見者瓶沙王之子、未生怨之別名也。
初生相者云凶、故改善作国、蓋取諸地名也。寺旧
名玉泉。改泉作川、蓋取諸川名也。意欲被飾厥
旧一也。

と述べている。これによれば山号の善見が古代インドのマ
ガダ国王ビンビサーラ(瓶沙王 Bindisa)の子、アジャ
セ(阿闍世 Ajatashatru)の異称であり、父王を殺害した
故事から凶相であるとして国見山に改めたものである。ま
た寺号の玉泉は月山に源を發して近くを流れる玉川から玉
川寺に改めたものである。

(84) 「大日本国越中州黄竜山興化護国禅寺開山勅諭仏林恵日禅
師行状」によれば、

欲昭示後來、使仏祖法眼不滅、故有正法眼蔵之語。
禅戒正伝破陀邪網、故有血脉相承之訣。愛人及物等
之以慈、有假名見性鈔。怒罵嬉笑莫非仏事、故有
種々法語。

とあり、また『本朝高僧伝』卷二六「賀州伝燈寺沙門運良
伝」によれば、

所著述作有正法眼蔵語・禅戒正伝血脉相承説・見性鈔
并語録若干卷。

と記されており、駒沢大学図書館編『新纂禅籍目録』や
『国書総目録』などにも、運良には語録(おそらく表題は
『仏林恵日禅師語録』か『恭翁和尚語録』であろう)のほ
かに、やはり『見性鈔』『正法眼蔵語』『禅戒正伝血脉相承
説』などの著述が存したことを伝えているが、残念ながら

いずれも現今には伝存していないようである。もし、これらの著述が発見されれば、運良が法明に得度を受けた消息や瑩山禅師との関わりなども、より詳細に知られるものと推測される。

(85)

『新纂禅籍目録』によれば、覚明には語録（四会録）のほか、『徹心録』が存したとされ、『総持開山二祖禅師行録』にも覚明の「上開山和尚書」が伝えられている。大正三年二月に雲樹寺より発行された『靈昭余光』「上編、開山勅賜国済三光国師御伝」にも「国師の著作併有縁地」の項に、

国師の著作は二あり曰く徹心録一卷曰く四会語録一卷之なり。国師もとより学、古今に亘り道、宗余を貫くと雖も、常に坐禅工夫を以て第一となし給ひしが故に著作は上述の二あるのみ。

と記されている。しかしながら、実際にはこれらの著述は雲樹寺など所縁の地にも現今に残されていないようである。ただ、別に明庵栄西撰『円頓三聚一心戒』（『円頓一心戒和解』とも）一冊が孤峰覚明の編とされ、大谷大学図書館や大正大学図書館などに所蔵されている。

(86)

『徹心録』については、『新纂禅籍目録』によれば、
②一卷 ③孤峰覚明、三光編 ⑥日本禅目 ⑦不伝カ、
仏解辞、竜大蔵写本ヲ掲グ、但同大目不載
とあり、『国書総目録』もこの記述を受けて、

徹心録てつしんろく 一卷 臨濟 孤峰覚明述、三光編 竜谷

と記している。これらによれば、竜谷大学図書館に『徹心録』一卷の写本が存していることになるが、竜谷大学図書館編『竜谷大学和漢書分類目録』などには『徹心録』の項が載せられておらず、なぜか所在が不明となっているようである。ちなみに三光とは覚明の国師号であるから、述者

と編者を別人のごとく扱っているのは不自然である。

【補註】 以下、史料として玉川寺に所蔵されている『玉泉寺縁起』の全文を掲載するものである。

玉泉寺縁起

出羽国檜引郡大泉荘国見玉川寺開基法明和尚者、百済国僧也。為入唐、於経山寺明曹洞。日域為来朝、仁王三十八代齐明天皇御宇也。回法明諸国、見閑寂之所住、給。然当羽黒山被參詣時、権現若王子坂迄出迎。権現問曰、御僧者自何国。法明答云、無何国土僧也。亦権現、御名者。答、法明。亦、ホウハ何ホウ。答、ホウハノリ。問、ミヤウハ何。答、アキラム。問、明ラメテ何ソ祈之神參。答、唯眠覚走。自其権現有先達、至本堂失給。聽而從裏御戸開給。依其謂羽黒之御戸自内陣開。法明押感涙、可奉権現、旦那有堅約、為結草庵、仁之坂、法明施手杖、給者、落吉見村、近代改名国見村。法明漂泊給、折節彼地、為光明赫赤、其中聖観音之尊像為曆々。法明再拜、而爰勵開山之勞。天智一癸亥年三月日、草創一屋。仍本尊者聖観音、手向谷之塔之本尊之元木同仏師也。鎮守者羽黒之御正依、是又観音御座、仍毎月十八日有祈禱。蓋号玉泉寺事、来迎散給、御跡、見給者、水精、珠数掛枯木。法明見給者、全体如瀧泉、仍被号玉泉寺。倩難量地景、先有青竜白虎朱雀玄武之方石、東軒山林、囀遊鳥、実相、殊更寺頂、羽黒指観鎮守護給。見南面池水、頗瀧之音、覚妄想夢、漱似、拜候道俗之濁意。同月山穹、御寺来貴賤之闍心、晴月之光、給疑。西庭、流布渡虹、同金峰蔵王梵刹之以三利益、救寺門供敬之輩、禁惡道護御慈悲、橋、催浄土、給哉。覽北園、海浜、浮舟、是皆衆生如漾、有為妄界。殊儀辺之千鳥飛白鷗、四時降雪散花歟。寔大悲心化之場、縑素貫袖、法音誦経声、生死苦業、覺眠。有時唐之経山寺而失火出来。権現、方便殊、法明六通成故、観察而消之。亦於経山寺、覺之、

藕糸之袈裟、抛_二南海_一。賜_二法明_一。法明察_レ之、僧共遣求_レ之。如_レ案由良、浜_二有_二金絲箱_一、樗_二有_二藕浜云処_一。法明至_二手向_一、為_二拜見_一給者、袈裟自_レ箱飛出、玉泉寺裏之掛_二桜木_一。法明再拜而納_二本之箱_一、不_レ斜_二賞翫_一。如_レ之奇特不思議有_レ之故、載載之大宗派。法明有時早朝、向_二庭前_一給、老翁来云、永平_二自_二道元_一被_レ献_二愚老_一、其故者法明於_二經山寺_一習学、如_レ聊有_二残所_一、来可_レ有_二相義_一由。云捨_レ失。法明驚_レ是者、仏祖之教与_二天所_一則廻_二旅行_一。道元_二有_二对_二面_一、右之旨被_レ仰入。道元云、当朝名僧。云、日本無双之大老。云、芳々以領掌難_レ存。雖然祖師之怖_二慈愛_一、有_二付屬_一。日本小宗派_二載_二玉泉寺法明_一、弥々郡村之貴賤、財施法施之礼奠、不_レ懈_二子午_一。七堂伽藍、鏤_二七珍_一莊_二五色_一、都而淨妙快樂之靈場也。悲哉、文安丁卯春、成_二灰燼_一。同年当領主羽黒參詣之時、至_二彼所_一、俄_二恼乱_一荐也。悉_二前後_一不審而仰座觀、令_レ詔_二法明之御影_一、伏_レ理_二而去_一。当寺既_二為_二灰芥_一、不_レ可有_レ不_レ為_二再興_一。藤原右京進、恐_レ答而為_二請_二名僧_一。幸越後村上耕雲寺之住有_二種月和尚云僧_一、為_レ於_二使者_一乞_二請_二玉泉住寺_一。無_二辭詞_一而來着。則郡主開_二喜悅_一、眉_一。翌日_二造立_一。剩加_二先領_一被_レ奇_二数厚_一、容頼母布哉。先徹豈有_二感受_一。倍々挑_二法燈_一、洗_二茂_二松柏杖_一。春雨湛_二法水_一、夏螢_二燃_二法火_一、秋風_二助_二法音_一、冬霜_二吟_二法現_一。訪_二遺跡_一誠_二学窓_一之倫、追_レ日_二郡集_一、坐_二禅面壁_一無_レ間、而室屋_二不_レ見_レ有_レ人、共飛鳥忍_二羽音_一、遊鳥忘_レ声、而已。諸民之貴敬、云_二無_二言葉_一、所謂種月經_二三夏_一、歸_二越州_一給時、為_二遺証_一、玉泉於_二改_レ川_一事、月山之流滴玉川、云故也。尔当寺依_レ為_二用水_一也。深奥之儀讚_レ之弥々高、古老之言仰_レ之弥々繁。聊_レ及_二愚意_一之旧記、見_レ合認_レ之。

宵時正保一乙酉潤五月朔日

玉川寺茂道和尚 依_二御所望_一

羽黒山別当長吏宝前院法印天宥

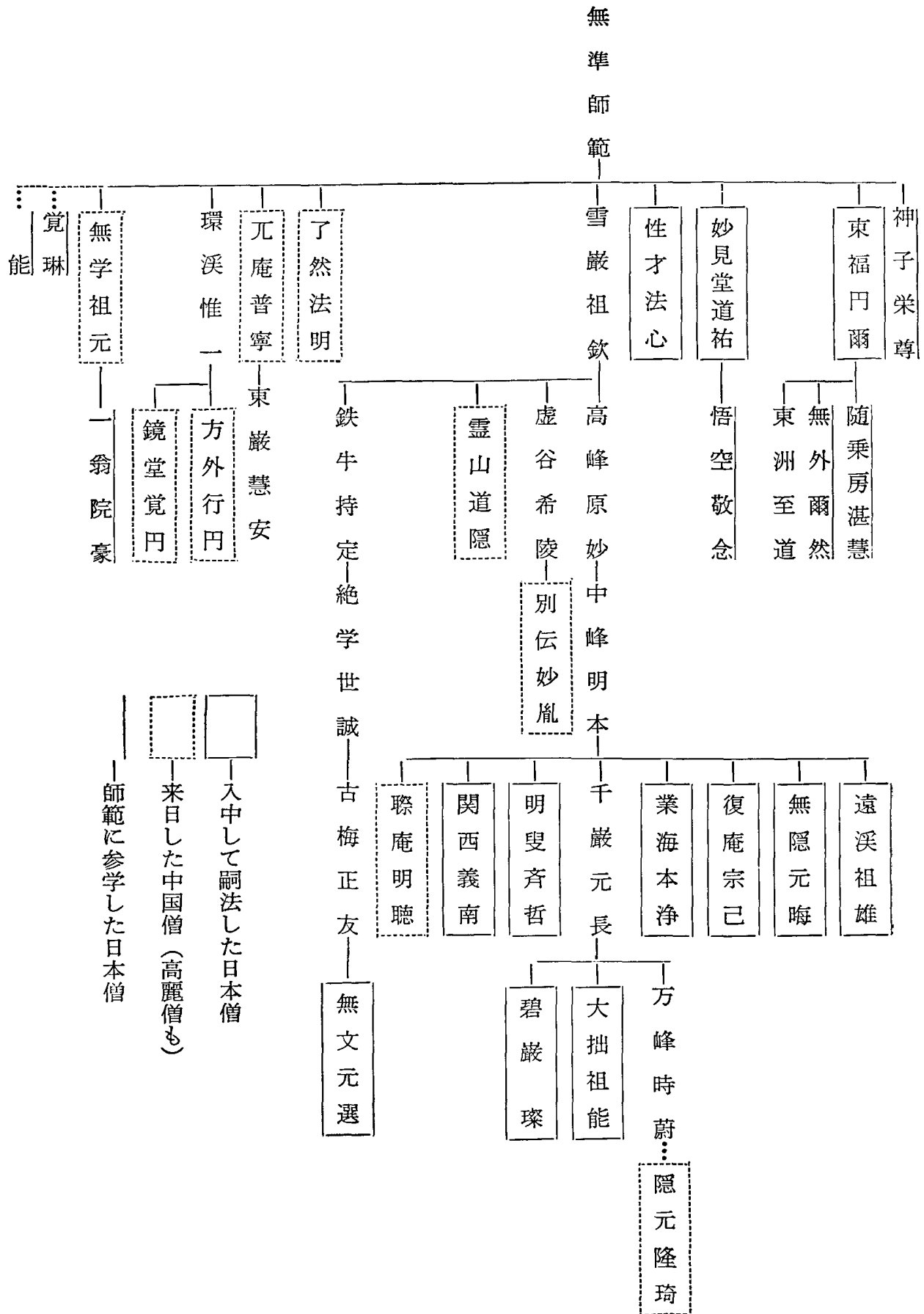
夏一天宥作_レ筆 [印] [印]

〔付記〕

本稿をなすに当たつては、『玉泉寺縁起』および玉川寺の『過去帳』（ただし、歴代住職の箇所のみ使用）などの閲覧・掲載に際して、曹洞宗宗宝調査委員会および玉川寺住職の齊藤芳山師の特別の御便宜を得ており、ここに厚く感謝の意を述べらるものである。また東京大学史料編纂所などからも、『諸宗儀範』や孤峯覚明の伝記史料など所蔵文献の閲覧の便宜を得ており、この点も御礼申し上げたい。

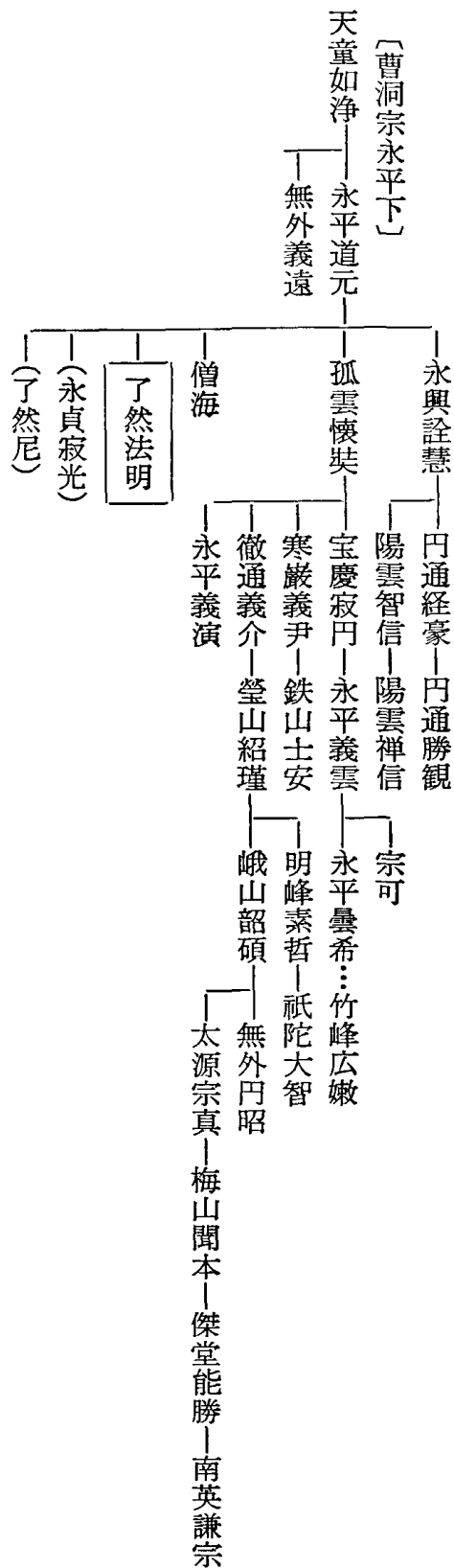
今日、玉川寺には開山堂に了然法明と南英謙宗の尊像が安置され、また境内の玉川寺庭園の裏山には歴住塔が存し、中央に「当山開基了然法明大和尚禪師」と「当寺中興開山南英謙宗大和尚禪師」の二墓塔が並立されている。

〔無準師範の門流と日本禪の系統〕

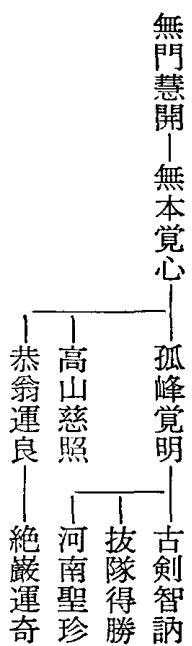


出羽玉泉寺開山の了然法明について (佐藤)

〔了然法明をめぐる関連系譜〕



〔臨濟宗法燈派〕



〔臨濟宗虎丘系諸派〕

